

高等学校における特別支援教育の推進
(障害者差別解消法を踏まえた特別支援教育の推進)

平成 29 年 3 月

全国都道府県教育長協議会第 1 部会

目 次

はじめに	1
調査結果とその分析	2
まとめ	71
今後の課題	74
全国都道府県教育長協議会第1部会構成員名簿	76

はじめに

平成28年4月1日から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行された。この法律では、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならないことや障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を行うことを求めている。

また、法律の施行に先立ち、文部科学省は「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」を策定し、初等中等教育分野、専修学校及び各種学校、社会教育分野における事業者が適切に対応するために必要な事項を規定した。

特に初等中等教育段階においては、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じ、設置者・学校及び本人・保護者により、発達の段階を考慮しつつ合意形成を図った上で合理的配慮が提供されることが望ましいことや、相談体制の整備、研修・啓発に関する留意点などが示されている。

現在、高等学校には、義務教育段階で様々な支援を受けてきた生徒が多数在籍しているが、法律の施行に伴い、高等学校においても障害の状態や特性に応じて、合理的配慮の提供や相談体制の整備を早急に行う必要がある。

また、近年、特別支援学校や特別支援学級に在籍している幼児児童生徒が増加する傾向にあり、通級による指導を受けている児童生徒も平成5年度の制度開始以降増加してきているが、今後は高等学校においても、特別な教育的支援を必要とする生徒が増えていくことが予想され、高等学校における特別支援教育のニーズは益々高まっていくと考えられる。

そこで、第1部会では、平成28年度の研究課題を「高等学校における特別支援教育の推進（障害者差別解消法を踏まえた特別支援教育の推進）」とし、各都道府県の現状や取組事例の把握、課題の分析を通して、今後の施策の検討や国への提案・要望に資する研究を行うこととした。

なお、本研究は北海道及び兵庫県が担当し、各都道府県に対する調査は、平成28年8月に実施した。

I 高等学校における特別支援教育に関する体制整備について

現在、高等学校には義務教育段階で様々な支援を受けてきた生徒が多数在籍しており、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行等に伴い、障害の状態や特性に応じた合理的配慮の提供や相談体制の整備を行っていく必要がある。

< 参考 >

「合理的配慮」の定義

「障害のある子どもが、他の子どもと平等に『教育を受ける権利』を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」。

中央教育審議会初等中等教育分科会特別支援教育の在り方に関する特別委員会合理的配慮等環境整備検討ワーキンググループ報告(H24)

1 貴都道府県では、管理職を対象とした特別支援教育にかかる研修を、どのような形式で実施していますか。

「実施している」県は46県であり、「実施していない」県は1県となっている。

【管理職を対象とした特別支援教育にかかる研修】

実施形式（複数選択可）	県数（割合）
職能に応じた研修の中で実施	35 県（76.1%）
特別支援教育の専門的研修として実施	20 県（43.5%）
校長会等の研究部会による研修として実施	18 県（39.1%）
県立学校新任校長研修講座において、新任の校長を対象に講義を実施	1 県（2.2%）
新任校長と新任教頭は、特別支援教育に関わるインターネットを活用した研修（eラーニングによる研修）を受講	1 県（2.2%）
障害者差別解消法に関する説明会を平成27年度末に実施	1 県（2.2%）

※ 表中の（割合）は、実施している県数（n=46）に対する割合

2 貴都道府県では、教員（学級担任等、生徒の学校生活に中心的な関わりを持つ教員）を対象とした特別支援教育にかかる研修を、どのような形式で実施していますか。

「実施している」県は46県であり、「実施していない」県は1県となっている。

【生徒の学校生活に中心的な関わりを持つ教員を対象とした特別支援教育にかかる研修】

実施形式（複数選択可）	県数（割合）
職能に応じた研修の中で実施	30 県（65.2%）
特別支援教育の専門的研修として実施	36 県（78.3%）
校内研修として実施	27 県（58.7%）
特別支援教育コーディネーターを対象とした研修会を実施	2 県（4.3%）
各学校や教育委員会等からの要請を受けて、校内研修や協議会などに総合教育センターの指導主事を「研修支援隊」として派遣（特別支援教育の推進に係る講義・指導助言等を行っている）	1 県（2.2%）

※ 表中の（割合）は、実施している県数（n=46）に対する割合

< 参考 >

「特別支援教育コーディネーターの指名」

各学校の校長は、特別支援教育のコーディネーター的な役割を担う教員を「特別支援教育コーディネーター」に指名し、校務分掌に明確に位置付けること。

特別支援教育コーディネーターは、各学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担うこと。

また、校長は、特別支援教育コーディネーターが、学校において組織的に機能するよう努めること。

中央教育審議会初等中等教育分科会特別支援教育の在り方に関する特別委員会合理的配慮等環境整備検討ワーキンググループ報告(H24)から一部抜粋

3 全教員を対象とした研修について

全教員を対象とした研修を「実施している」県は46県であり、「実施していない」県は1県となっている。

【全教員を対象とした特別支援教育にかかる研修】

実施形式（複数選択可）	県数（割合）
初任者研修の中で実施	44 県（95.7%）
10年経験者研修の中で実施	33 県（71.7%）
教職経験に応じた研修の中で実施	27 県（58.7%）
特別支援教育の専門的研修として実施	37 県（80.4%）
校内研修として実施	26 県（56.5%）
特別支援教育に関する校内研修について、高等学校から依頼を受けた指導主事等を派遣	1 県（2.2%）
高等学校教育課程研究集会において研修を実施	1 県（2.2%）

※ 表中の（割合）は、実施している県数（n=46）に対する割合

4 特別支援教育に関する管理職・教員研修の受講率の向上を図るために取り組んでいることで、他県の参考となるものがあれば、その内容。また、実際に取り組んでの成果について。

【受講率向上を図るための取組、その内容、実際に取り組んでの成果】

都道府県	取組の内容、成果（自由記述）
青森県	<p>[管理職対象、管理職以外対象]</p> <p>○文部科学省委託事業である「個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育」、「キャリア教育・就労支援等の充実事業」で実施している研修会に関する情報提供を行い、研修受講の啓発を図った。</p> <p>○特別支援教育コーディネーター連絡協議会を実施し、特別支援教育に関する研修会について情報提供を行い、研修受講の啓発を図った。</p> <p>[管理職以外対象]</p> <p>○教務主任を対象とした協議会において、発達障害等困難を抱えた生徒への対応に向けた取組について、各校で事例紹介を行った上で協議を行い、特別支援教育に関する意識啓発を図った。</p>

岩手県	<p>[管理職以外対象]</p> <p>○高等学校においては、特別支援教育コーディネーター研修会を悉皆研修として、県立総合教育センターにて開催している。研修後は、研修受講者（特別支援教育コーディネーター）が各校において研修内容の伝達講習や報告会を開催し、特別支援教育への理解を深めるよう働きかけ、平成27年度の研修受講率は約97%となっている。</p> <p>○平成27年度より、県内の高等学校4校程度を対象に特別支援教育研修会を開催し、高校教育及び特別支援教育担当指導主事が学校へ出向き、各校の課題解決に向け、具体的な指導等について研修を行っている。</p>
宮城県	<p>[管理職対象]</p> <p>○新任校長研修及び新任教頭研修において特別支援教育に関する内容を取り上げており、これらの研修は悉皆研修としている。</p> <p>[管理職以外対象]</p> <p>○特別支援教育コーディネーター新担当者研修を悉皆研修としている。</p>
秋田県	<p>[管理職対象]</p> <p>○新任校長、新任教頭を対象とする研修講座の中で、「インクルーシブ教育システムの充実に向けて－管理職が果たすべき役割－」等の講義があり、特別支援教育に対する理解が徐々にではあるが深まってきている。</p> <p>[管理職以外対象]</p> <p>○初任者研修などで、「特別な支援を要する児童生徒の理解と支援」等の講座が組まれている。また、特別支援教育課と高校教育課が連携して、初任者に対する合同の宿泊研修を行っている。研修やお互いの交流を通して、理解が深まってきている。</p>
山形県	<p>[管理職対象]</p> <p>○悉皆の新規採用の教頭研修と校長研修の中に組み入れているので、全ての管理職が受講している。</p> <p>[管理職以外対象]</p> <p>○特別支援教育コーディネーター養成研修会を毎年度実施し、校内でのリーダーを養成している。</p>
福島県	<p>[管理職対象]</p> <p>○管理職対象の研修に、教育庁や教育事務所、養護教育センター、各地区の特別支援学校の管理職が講師として参加し、インクルーシブ教育システムの推進について啓発を図っている。</p> <p>[管理職以外対象]</p> <p>○各地区のニーズに応じて各教育事務所が主訴を整理し、特別支援学校に講師の派遣を依頼している。このことにより、特別支援学校のセンター的機能も果たされている。</p>
新潟県	<p>[管理職対象、管理職以外対象]</p> <p>○国等の関係機関の先進事例等の資料を配付している。</p> <p>○特別支援学校の研修会や、そのセンター機能を利用した校内研修会等の実施を図っている。</p>

茨城県	<p>[管理職対象]</p> <p>○新任の校長（園長）を対象に、県立特別支援学校を会場として、特別支援学校の授業参観や給食体験等により、特別支援教育の理解啓発を図っている。</p> <p>[管理職以外対象]</p> <p>○特別支援教育コーディネーター対象の研修会のほか、地域の特別支援教育推進のリーダーとして活躍が期待される教員に対する研修会を実施し、専門性の向上を図っている。</p> <p>○小中学校特別支援学級等の担当教員を対象に、自立活動指導力向上研修会を実施し、障害による学習上又は生活上の困難を克服・改善するための指導力向上を図っている。</p>
栃木県	<p>[管理職対象、管理職以外対象]</p> <p>○平成25年度、26年度の2か年をかけて、全ての公立学校の特別支援教育コーディネーターを対象として行った研修の内容について、校内で伝達講習（各校特別支援教育コーディネーターが、事務局が作成した資料を使用）を実施し、ほぼ全ての職員が研修を受講した。</p>
群馬県	<p>[管理職対象]</p> <p>○新任校長・副校長研修及び新任教頭研修を悉皆で位置付け、その中で特別支援教育における管理職の役割等についての講義を必ず行っている。成果としては必ずしも十分とは言えないが、管理職になった者が、特別支援教育に係る動向や課題についての認識を深め、自校の取組等に生かせるようにしている。</p> <p>[管理職以外対象]</p> <p>○新任高校特別支援教育コーディネーター研修を悉皆で位置付け、高校における校内支援体制の構築や関係機関との連携等を推進するための研修を行っている。また悉皆の初任者研修や経験者研修の中で、経験年数に応じた特別支援教育推進に係る講義・演習を位置付けている。このように、悉皆の研修の中に特別支援教育の内容を盛り込むことで、特別支援教育に係る研修受講者を増やしている。成果としては、高校でも特別な支援を必要とする生徒の対応について苦慮している受講者もあり、研修内容を今後の教育活動に生かしたいという意見を多くいただいている。</p>
埼玉県	<p>[管理職対象]</p> <p>○新任校長研修会、新任教頭研修会において、合理的配慮等に関わる内容の研修を実施し、その中で改めて特別支援教育の重要性について周知を図っている。研修後に学校長から、合理的配慮に係る具体的な質問等が担当課に寄せられるなどした。</p> <p>[管理職以外対象]</p> <p>○特別支援教育コーディネーター研修会については、各校1名以上の参加を要請している。また、センター的機能の一環として、特別支援学校がコーディネーターを派遣して高等学校の校内研修に対応している。特別支援教育に係る各研修の紹介や受講啓発について、特別支援教育コーディネーターが参加する会議等において依頼している。</p>

千葉県	<p>[管理職対象]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新任校長研修（悉皆研修）で実施している。 ○平成28年度、インクルーシブ教育システム研修会を全校長対象で実施している。 <p>[管理職以外対象]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○初任者研修（悉皆研修）で実施している。 ○5年経験者研修、10年経験者研修の中で選択で実施している。 ○県総合教育センターで希望研修として実施している。
東京都	<p>[管理職対象]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○悉皆研修として行っているため、ほぼ全員が出席している。 ○東京都の教育管理職のほぼ全員が特別支援教育についての理解をしている。 <p>[管理職以外対象]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国の施策や「東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画（平成22年11月）」に基づき、発達障害を含む障害のある幼児・児童・生徒一人一人の能力を最大限に伸ばす教育が求められていることを踏まえ、発達障害に関する研修の充実を図っており、その結果、受講定員数を上回る受講申込がある。
神奈川県	<p>[管理職対象]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新任校長、新任副校長、新任教頭を対象とした悉皆研修において、全管理職が特別支援教育に関する研修を受講するように取り組んでいる。 ○様々な研修について情報提供と周知を図った結果、インクルーシブ教育システムについての研修受講者が増えている。 <p>[管理職以外対象]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○インクルーシブ教育システムの推進に関する基礎的な知識の修得と意識向上を図ることを目的に、県立総合教育センターで作成した資料「インクルーシブな学校づくりVer.1.0」を基に研修を実施している。この資料は県域の全ての学校に全教員分を配付し、また、校内研修用マニュアルも同時に送付し、校内研修で活用できるようにした。
山梨県	<p>[管理職対象]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○校長研究協議会及び教頭研究協議会において研修の趣旨等を説明し、受講の啓発を図っている。 ○県内の幼稚園、保育園等にも研修の案内をしている。各園からの参加者が増加している。 ○新教頭研修会の対象研修としているため、小・中学校、高等学校、特別支援学校の新任教頭は、全員が受講している。 <p>[管理職以外対象]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高等学校の教員が4年間で全員が参加する「教育課程研究集会」において、特別支援教育の行政説明と高等学校における特別支援教育の実践事例を発表している。全教員に対して特別支援教育を周知する機会となっている。
長野県	<p>[管理職対象]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○教頭研修で実施し、「合理的配慮」、「高等学校における通級による指導」について参加者に周知することができた。 <p>[管理職以外対象]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○全県立高校全課程の特別支援教育コーディネーターを対象とした研修として実施している。

	<p>○教務主任を対象とした特別支援教育に関する研修会を実施している。</p> <p>○各校で特別支援教育の推進を担う教員の「合理的配慮」等への理解を深めることができた。</p>
富山県	<p>[管理職対象]</p> <p>○障害者差別解消法の施行を機会に、小・中・高校・特別支援学校の管理職に対し、管理職研修を実施し、法の周知と理解啓発に加え、各校の特別支援教育の体制整備に向け、学校を支援する専門家の活用について、周知を図ることができた。</p> <p>[管理職以外対象]</p> <p>○年次研修（初任者、6年次、11年次、新任教務主任研修）において、特別支援教育に関する研修を実施し、全ての教員が、特別支援教育に関する基礎的な知識・技能を習得できるようにしている。</p> <p>○県で配置している小中学校巡回指導員や高等学校巡回指導員を講師として派遣し、校内研修を実施している。各校のニーズを踏まえ、具体的な内容に基づく研修となっている。</p>
石川県	<p>[管理職対象]</p> <p>○初任教頭研修において、事例研究「特別支援教育」を実施している。</p> <p>[管理職以外対象]</p> <p>○高等学校支援コーディネーター担当者研修（各校1名）を担当者悉皆で行っている。</p>
福井県	<p>[管理職以外対象]</p> <p>○毎年、特別支援教育センターにおいてコーディネーター研修を実施しており、受講者の所属校で特別支援教育に関する校内研修を行っている（平成27年度7校、平成26年度9校）。また、特別支援教育センターが主催する研修を受講している（平成27年度のべ73名）。</p>
岐阜県	<p>[管理職対象]</p> <p>○悉皆の新任校長研修、新任教頭研修で、特別支援教育の現状と課題を内容とする研修を行っていることにより、全管理職に特別支援教育に関する研修を行うことができています。</p> <p>[管理職以外対象]</p> <p>○特別支援教育に関する研修の1つを重点講話と位置付け、県内4会場をテレビ会議システムでつなぎ、研修を行っている。各地域で受講が可能になることから、受講者数は100名を超えている。</p>
愛知県	<p>[管理職対象]</p> <p>○平成27年度から、高等学校の管理職を対象とした。</p> <p>○3年間で幼稚園、小・中学校、高等学校の全校の管理職を対象として研修を実施している。</p> <p>[管理職以外対象]</p> <p>○発達障害児等基礎理解推進研修の受講を、特別支援教育の研修を受けたことがない教員を優先的に参加するように依頼した。</p> <p>○県の教員の研修受講率が77.7%から78.2%に向上した。</p>

三重県	<p>[管理職対象]</p> <p>○新任校長と新任教頭は、特別支援教育に関わるインターネットを活用したeラーニングによる研修を受講している。</p> <p>[管理職以外対象]</p> <p>○初任者研修、教職経験11年次研修及び、県が独自に悉皆研修として実施している教職6年次研修において、特別支援教育に関する研修を実施している。また、新任の特別支援学級担任に対して特別支援学級等新担当教員研修を実施している。</p> <p>○特別支援教育の視点を大切にしたクラスづくりや学級経営に関する研修講座を実施している。通常学級における支援の在り方や指導方法について理解を深めることができた。</p>
京都府	<p>[管理職以外対象]</p> <p>○系統的な専門研修による教職員の専門性向上</p> <p>○府総合教育センターからの出前講座による、実際の支援につながる事例研修の実施</p> <p>○校内研修、府総合教育センター研修、地域支援センター研修といった重層的な研修体制の構築</p>
大阪府	<p>[管理職対象]</p> <p>○校長、教頭を対象とした人権研修において、研修などの資料の配付と周知を行っている。</p> <p>[管理職以外対象]</p> <p>○高等学校全校に配置されている支援教育コーディネーターを対象に実施している「高等学校における支援教育コーディネーター研修」では校内支援体制の充実、実践的な指導力の向上を目的に講義・演習を行っている。毎年50名前後の参加があり、高校における支援教育の推進に寄与している。</p> <p>○「支援教育実践研修」では、障がい種別（視覚障がい・聴覚障がい・知的障がい・肢体不自由・病弱・発達障がい）ごとに講義・演習を実施し、障がいのある子どもの教育に関する知識や技能についての認識を深め、一人一人の障がいの状態や教育的ニーズに応じた指導力を高めている。幼稚園・小学校・中学校・高等学校・支援学校の教員対象の研修だが、高等学校から毎年一定数の教員が参加し、専門性を深めている。</p>
兵庫県	<p>[管理職対象]</p> <p>○県立学校管理職研究協議会において、特別支援教育に関する講話や特別支援教育に関する班別協議を行っている。</p> <p>[管理職以外対象]</p> <p>○県立特別支援教育センターからの講師派遣研修を積極的に推進している。平成27年度は5校へ派遣を行った。</p> <p>○特別支援学校のセンター的機能の活用により、高等学校からの相談に対応している。</p> <p>○県立特別支援教育センターにおける研修講座「学校・地域支援リーダー研修」を昨年度は年2回実施し、75名の参加があった。また、発達障害教育研修6講座には、のべ43名の参加があった。</p>
奈良県	<p>[管理職以外対象]</p> <p>○受講対象者に特別支援教育コーディネーターを指名して行っている。</p>

	<p>○高等学校の教員対象の訪問研修講座を設け、研修講座ガイドブックによりその存在を周知している。</p> <p>○特別支援教育に関して企画した研修講座（希望研修）の受講対象に高等学校の教員を含めている。</p>
和歌山県	<p>[管理職対象]</p> <p>○平成28年度の新任校長研修講座や新任教頭研修講座において、特別支援教育に係る研修を実施している。</p> <p>○校内の特別支援教育の推進と校内委員会の活性化に向けて啓発を行っている。</p> <p>○特別支援教育について組織的に取り組むことへの意識付けができていると考える。</p> <p>[管理職以外対象]</p> <p>○特別支援教育の基礎基本研修Ⅰ（3時間）を通して、発達障害の特性理解や支援方法、連携の仕方について理解できている。</p> <p>○基礎基本研修Ⅱ（2時間）では、実際のケース会議をイメージしながら、各校の課題に即した特別支援教育について協議を行っている。</p> <p>○現状の特別支援教育の動向（法整備、合理的配慮の提供や基礎的環境整備等）に関して周知できている。</p>
鳥取県	<p>[管理職対象、管理職以外対象]</p> <p>○LD等専門員による悉皆研修を平成22年度から24年度に実施している。</p> <p>○昨年度から全ての県立高校において、特別な教育的支援を必要とする生徒を支援していくため、「自己理解・他者理解アプローチ事業」に取り組んでおり、各校の実態に応じた研修を積み重ねながら管理職の特別支援教育に対する意識の啓発を図っている。</p> <p>※自己理解・他者理解アプローチ事業とは、社会的自立を目前にした発達段階にある高校生を対象とし、障害等のある生徒の自己理解と高校生の他者理解を深める取組を実施するとともに、これまでの事業で培った関係機関とのネットワークを基に、効果的なチーム支援を実践する事業</p>
島根県	<p>[管理職対象]</p> <p>○「管理職セレクト研修」において、特別支援教育の研修を悉皆としている。自校の課題、深めたいテーマについて、知見を高めることができる。</p> <p>[管理職以外対象]</p> <p>○「現職教員研修」において、主幹教諭等を対象に、また、「ミドルリーダー宿泊研修」において、ミドルリーダーを対象に、特別支援教育の内容を組み入れており、具体的な支援、組織的な体制作りを特別支援教育の視点から考えることができる。</p> <p>○「高等学校特別支援教育推進研修」において、特別支援教育コーディネーターを対象に研修を実施しており、特別支援教育の現状や課題等を共有し、特別支援学校との連携を深めることができる。</p>
岡山県	<p>[管理職対象]</p> <p>○校長研修、副校長・教頭研修において、個別の教育支援計画の作成と活用を中心に話題提供している。その成果として、特別な支援を必要とする生徒への個別の教育支援計画の作成率が年々上昇している。</p> <p>[管理職以外対象]</p>

	<p>○特別支援教育コーディネーターを悉皆研修としている。就労支援、特別支援教育の観点を取り入れた授業づくりを中心に研修を行っている。就労支援は、障害者枠での就労への理解が深まり、特別支援学校との連携が増えてきた。授業づくりについては、視覚化をキーワードに分かりやすい授業づくりが行われている。</p>
広島県	<p>[管理職対象]</p> <p>○県立高等学校長会、教頭会等において行政説明等実施している。</p> <p>○県立高等学校管理職の特別支援教育に係る研修の受講率は97.4%（平成27年9月1日現在）である。</p> <p>[管理職以外対象]</p> <p>○県内全ての県立高等学校において特別支援教育コーディネーターを指名し、当該コーディネーターに対し、年間2回、悉皆で研修を実施している。</p> <p>○県立高等学校における個別の指導計画の作成率は98.8%（平成27年9月1日現在、特別な支援が必要な生徒1名以上に作成している学校の割合）である。</p>
山口県	<p>[管理職対象]</p> <p>○高等学校長会と連携し、全ての管理職に対して特別支援教育に関する行政説明を行っている。</p> <p>[管理職以外対象]</p> <p>○県教委、やまぐち総合教育支援センター、7校の特別支援教育センターを設置する特別支援学校が研修を主催し、受講の機会を増やしている。</p>
徳島県	<p>[管理職対象]</p> <p>○学校リーダー研修（特別支援教育）を半日、実施している。県外等から各方面で活躍されている講師を招き、現場のニーズにあった講義や演習を行っている。参加者アンケートからは、管理職のリーダーシップの大切さを感じたという意見が多い。</p> <p>[管理職以外対象]</p> <p>○特別支援教育コーディネーター研修において、「個別の指導計画と個別の教育支援計画の作成」、「ケース会議の持ち方と事例検討の実際」のような内容を実施し、受講したことを各校で活かせるよう工夫している。</p>
香川県	<p>[管理職対象]</p> <p>○教育センターが実施する研修会において、特別支援教育に関する内容が必ず含まれており、基本的には毎年受講している。</p> <p>[管理職以外対象]</p> <p>○教育センターが実施する、初任者研修、教職5年、10年、20年経験者研修において、特別支援教育に関する内容が必ず含まれており、基本的には全教員が受講している。</p>
愛媛県	<p>[管理職対象]</p> <p>○研修体系に高等学校を含む管理職を対象にした研修を位置付けている。研修では、中央から特別支援教育の最前線で活躍している有識者を招聘し、講演やシンポジウム等を実施している。</p> <p>○行政機関が実施する研修において、年々管理職の受講率が増加している。</p> <p>[管理職以外対象]</p> <p>○特別支援教育に関する研修において、職務別研修や課題別研修で高等学校教</p>

	<p>員を対象にしたり、初任者研修や5年経験者研修等の基礎研修において、特別支援教育を研修内容に組み込んだりしている。</p> <p>○高等学校における教員研修の受講率は、年々増加している。</p>
高知県	<p>[管理職対象]</p> <p>○新任用教頭研修において、「発達障害と二次障害」の内容、新任用校長研修において、「校内支援体制づくりと運営」の内容をそれぞれ半日間実施（悉皆研修）することで、各校での特別支援教育の推進につなげている。</p> <p>[管理職以外対象]</p> <p>○新任用指導教諭・主幹教諭研修において、「特別支援教育」の内容を半日間実施（悉皆研修）することで、各校での特別支援教育の推進につなげている。</p>
福岡県	<p>[管理職対象]</p> <p>○校長会等において研修会への受講啓発を図っている。</p> <p>[管理職以外対象]</p> <p>○各校において特別支援教育コーディネーターから研修受講の啓発を図っている。</p> <p>○学校教育分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関するリーフレットを各高等学校及び教職員へ配付し、学校現場における障害に対する理解と認識を深めるための啓発を行った。</p>
佐賀県	<p>[管理職対象]</p> <p>○新任管理職の全てに受講を義務付け、他には学校長会や管理職研修の場を活用している。具体的には、新任校長・副校長研修、教頭実務研修、統括事務長・事務長研修の場で、障害者差別解消法の目的や同法が求めている「不当な差別的取扱の禁止」、「合理的配慮の提供」等についての講義を実施した。成果としては、各学校の職員会議等を通して、現場の教員等への啓発が進んでいると考えている。</p> <p>[管理職以外]</p> <p>○新規採用教職員研修の場を活用して、障害者差別解消法の目的や同法が求めている「不当な差別的取扱の禁止」、「合理的配慮の提供」等についての講義を実施している。成果としては、教員として配慮すべき基本的な行動意識の形成に役立っていると考えている。</p>
長崎県	<p>[管理職対象]</p> <p>○校長会や教頭・副校長会などの研修においては、全員が受講している。</p> <p>[管理職以外対象]</p> <p>○各校で行っている校内研修は、全員が受講している。教員全員に、県教育委員会から「高等学校における特別支援教育ガイドブック」を配付し、校内研修では必ず活用するなど、教員の意識向上を図っている。</p>
熊本県	<p>[管理職対象]</p> <p>○管理職に対する研修は県立学校長会において特別支援教育課長による行政説明の中で研修要素も入れている。十分とは言えないが、全ての校長が対象となる点では効果的である。</p> <p>[管理職以外対象]</p> <p>○初任者研修及び10年経験者研修では特別支援学校での研修が行われており、実際に児童生徒と触れ合うことで障がいに対する理解が深まっている。</p>

	<p>○特別支援教育指導力向上研修では昨年度高等学校職員約800名が受講し、4年間で対象者全ての受講を終える予定である。昨年度は発達障がい理解とその対応、個別の教育支援計画の作成演習を通して、特別支援教育の理解を深めることができた。本年度は熊本地震のため来年度以降に延期したため、昨年の受講者の追跡ができておらず、成果に対する十分な評価を行っていない。</p>
大分県	<p>[管理職対象]</p> <p>○平成25年度から27年度までの3年間で受講率100%を目指し、公立の幼稚園、小・中学校、高等学校の全ての教職員を対象とした特別支援教育基礎研修を実施した。（受講する研修は県教委主催とは限らず、特別支援教育に関する講義・協議を90分以上を含んだ研修とした）</p> <p>[管理職以外対象]</p> <p>○平成25年度から27年度までの3年間で受講率100%を目指し、公立の幼稚園、小・中学校・高等学校の全ての教職員を対象とした特別支援教育基礎研修を実施した。（受講する研修は県教委主催とは限らず、特別支援教育に関する講義・協議を90分以上を含んだ研修とした）</p> <p>○管理職以外の受講率は、平成27年度末に90%を越えた。</p>
宮崎県	<p>[管理職対象、管理職以外対象]</p> <p>○本県が独自に実施しているエリアサポート体制（県内を7つのエリアに分け、それぞれのエリアで特別支援教育の充実を図る）において、全ての教職員を対象としたエリア研修で特別支援教育に関する研修を実施している。</p> <p>○県教育研修センターが学校等の教職員を対象とした研修サポートとして、特別支援教育に関する研修のために指導主事が派遣できるようにしている。</p> <p>○各エリアにおけるエリア研修を年間2～3回実施している。（平成27年度は20回、約1,300人が受講）</p> <p>○特別支援教育担当指導主事が高等学校の研修講師として、校内研修に協力している。（平成28年度は、39校中10校で実施予定）</p> <p>○副校長・教頭会の特別支援教育部会において、特別支援教育に関する研修サポートの要請がある。</p>
鹿児島県	<p>[管理職対象]</p> <p>○管理職対象の希望研修において、特別支援教育の推進に係る内容を盛り込んだり、校長研修会において障害者差別解消法の趣旨説明をするなど、研修の機会確保に努めている。</p> <p>[管理職以外対象]</p> <p>○本年度、新たに特別支援教育コーディネーターに指名された職員を対象にした特別支援教育コーディネーター養成研修を実施し、特別支援教育コーディネーターの資質向上に取り組んでいる。</p>
沖縄県	<p>[管理職対象]</p> <p>○平成26年度から実施している「インクルーシブ教育システム整備事業」の中の「実践推進研修」において、小・中・高・特別支援学校の全ての管理職を対象に、インクルーシブ教育システムの構築に向けての周知と、具体的な校内の支援体制の在り方について研修を行っている。</p>

※ 上記の表中には、「障害」と「障がい」の2つの表記があるが、「障がい」という表記を使うこととしている県もあるため、そのままの表記で掲載している。（これ以降についても同様）

受講率の向上については、新規採用の校長や教頭の悉皆研修の中に特別支援教育にかかる内容を組み入れ全ての管理職に受講させていること、教育委員会が作成・配付した資料を基に校内研修を実施するなどにより、教員の意識向上を図っていることなどがうかがえる。

< 参考 >

「インクルーシブ教育システムの構築」

インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）概要」（H24）から一部抜粋

5 研修の受講率向上を図るにあたり、課題等があればお答えください。

【研修の受講率向上を図るにあたっての課題等】

課題等の内容（自由記述）

- 所属校から研修会場までが遠い場合、旅費の予算措置が必要
- 研修の参加者が、特別支援教育コーディネーターや教育相談担当などに固定化される可能性
- 教員の研修受講のための時間の確保が必要
- 校務の多忙化、学校全体の特別支援教育に対する理解や意識がまだ低いと推測されるため、校内研修会を十分に開催できないでいる状況にあると捉えており、会議時間を有効活用するなど各校への働きかけが必要
- 高等学校でも特別な教育的支援が必要であるという、教職員の意識改革が必要
- 教育センターで実施している出前サポートを活用し、校内研修の充実を図る。しかし、出前サポートの要請が増加すれば、全ての要請に応えるだけの人員は不足することが考えられる。
- どんなことに困っているか主訴が整理できていない。

- 研修に対応するための人員が足りない。
- 他の研修との開催時期の調整が必要である。
- 全教員を対象とした研修を実施するには人員が足りない。
- 希望研修として実施している特別支援教育充実研修講座や心理検査研修講座、発達障害児学習支援研修講座があるが、小・中学校の教員向けの内容が中心となっている。高校の教員に対しても役に立つ内容の研修を充実する必要がある。そのためには、高校における特別支援教育に係る実践を推進するとともに、そこで得られた知見を蓄積し整理したり、研修講座で講師となりうる実践者を増やしたりしていく必要がある。
- 教員個々の指導レベルに合わせた研修内容の設定などが必要である。
- 研修を受講する人が少ない。次年度以降、初任者研修、5年・10年経験者研修、新任教頭研修、新任校長研修に特別支援教育にかかる研修を悉皆研修として位置付け、受講率の向上を図る。
- 希望研修の場合、受講する時間の確保が課題。教員の参加を促すには研修日等を設け生徒と関わらなくてもよい日を設定する必要がある。
- 国の動向や県の施策を踏まえつつ、学校訪問等を通じて、特別支援教育に関する学校や教員の研修ニーズに応じていく必要がある。
- 平成30年度からの「高等学校における通級による指導」の導入に向けて、全教員を対象とした特別支援教育の理解を促す機会を設けていく必要がある。
- 研修会開催の日程調整（各種特別支援教育研修受講にともなう受講者の負担軽減）が必要である。
- 管理職の意識により、各校の研修ニーズに温度差があると思われる。
- 高等学校の教職員を対象とする研修講座が、小中学校に比べて少ない。
- 限られた日程、講師の数、会場の都合の中で、特別支援教育に関する研修の講座数を増やしていくことが課題である。
- 特別支援教育に関する考え方が全ての教員に必要であることが浸透していないため、研修を計画しても参加者が特定の教員に偏りがちである。
- 教員の多忙化が課題である。
- 校内研修における計画的・組織的な研修システムの構築が必要である。
- 現在の人員で高等学校の特別支援教育に対する考察を深めきれていない。（高等学校籍の指導主事がいない）
- 特別な教育的支援を必要とする生徒の在籍が少ない高校における意識の向上が必要である。
- 受講する教員が限られている。
- より多くの教員が参加できる時期の設定が難しい。
- 理論よりも具体的な対応について知りたいというニーズが多いため、ニーズに応じた研修内容や講師の設定を行う必要がある。
- 学校行事と重ならないよう、開催時期を検討する必要がある。
- 現行の研修体制には、高等学校に特化した研修講座や研修内容を設けていない。
- 特別支援教育コーディネーターとしての専門的な知識・技能の積み重ねができる研修を構築していく必要がある。
- 研修を担当する人員が不足している。特別支援教育を充実させるために、研修担当者の力量形成をさらに図る必要がある。
- 特別支援教育に対する現場のニーズが多岐にわたり、それにきめ細やかに応えるための予算や研修運営のための人員が確保できない。
- 研修が多く実施される長期休業中には研修日が重なり、希望があっても受講できない場

合がある。
 ○高等学校において、全教職員による校内研修は限られており、研修機会の確保が難しい。
 ○教員の研修について、校務が多忙で研修を受講するための時間が確保しにくい。

「障害を理由とする差別の解消の推進に係る法律」の施行や、平成30年度からの高等学校での通級の実施に向けた制度化等に伴い、研修が急ピッチで進められていることがうかがえるが、研修のための体制（人的、財政的）の整備、高等学校教員に向けた研修内容の充実などが課題として挙げられている。

6 特別支援教育にかかる教員の資質及び管理職のリーダーシップ向上を図るため、研修以外に行っている取組で他県の参考となるものがあれば、その内容をお答えください。

【教員の資質及び管理職のリーダーシップ向上を図るための研修以外の取組】

都道府県	研修以外の取組の内容（自由記述）
北海道	○発達障がいのある子どもの指導や支援に関する基礎的な知識や技能を習得するための「校内研修プログラム」、本プログラムの顕著な活用事例をとりまとめた「校内研修プログラム活用事例集」、本プログラムを活用した顕著な実践事例をとりまとめた「実践事例集」を全ての公立高等学校に配付し、活用の促進を図っている。
青森県	○県教育委員会のウェブサイト、「特別支援教育資料」のページを設け、本県の特別支援教育の概要やこれまでの取組、特別支援教育の理解啓発のための資料等を掲載している。 ○文部科学省委託事業である「個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育事業」の研究開発実施報告書を県内の高等学校に配付し、情報提供を行った。 ○県学校教育センターの特別支援教育課のウェブサイト、「研修や特別支援教育に関する情報を掲載し、研修受講の啓発や特別支援教育への理解啓発を図っている。」
秋田県	○県教育委員会の教員派遣研修等を利用して、研修を深めている学校もある。 ○今年度は、学習サポーター配置校から2名の教員が、東京都エンカレッジスクール3校を視察。視察のねらいの1つは、通級指導制度導入を見据えた、個別学習形態の工夫や各教科指導法の工夫・評価の方法等の特色ある取組を知ることである。
山形県	○文部科学省の「多様な学習を支援する高等学校の推進事業」、「高等学校における個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育モデル事業」を受託し、当該校で研究を進めている。今後はその成果を県全体に普及していきたい。
宮城県	○特別支援教育に関する研修の中で、開放講義として希望者が受講できる講義を設定しており、高校教諭の受講利用者が多い。

茨城県	<p>○平成28年度から、幼稚園、小・中学校、高等学校等の要請に応じて特別支援学校の巡回相談員が相談・援助する特別支援教育巡回相談に、大学教授や医師、臨床心理士等の専門家を必要に応じて派遣、より専門的な助言等を行えるようにした。</p> <p>○「特別な教育的支援を必要とする子供へのサポートブック」を県内全ての学校（園）に配付し、授業づくりや校内研修等で活用している。</p> <p>○「特別支援学校活用ガイドブック」を県内全ての学校（園）に配付し、特別支援教育巡回相談（センター的機能）の活用促進を図っている。</p>
栃木県	<p>○リーフレット等を作成し、全ての教員に配付した。</p>
埼玉県	<p>○「高等学校における共生社会を目指した指導の充実モデル研究」として、モデル校を指定し、合理的配慮の研究や特別支援教育の視点を生かした授業づくり、教育以外の関係機関との連携による進路・就労支援について研究を行い、成果の普及に努めている。</p>
千葉県	<p>○特別支援教育指導資料及びQ&A集の作成・配付、希望する学校へ特別支援アドバイザーを派遣して該当児童・生徒への適切な指導・支援の在り方についてアドバイスする等により、特別支援教育にかかる教員の資質の向上を図っている。</p>
神奈川県	<p>○インクルーシブ教育システムの推進を図るために、高等学校と特別支援学校との間で人事交流を行っている。</p>
山梨県	<p>○特別支援教育コーディネーター研究協議会を年3回実施し、各校のコーディネーターの資質向上を図るとともに、3回のうち1回を中高合同とし、中学校のコーディネーターとの情報共有・意見交換などを通じての連携体制の構築などを行っている。</p>
静岡県	<p>○県内を7地区に分け、各3校が研究指定校になり、地区研究協議会を年3回程度開催し、特別支援教育コーディネーターの資質向上を図っている。</p>
富山県	<p>○小・中・高等学校における具体的な指導事例を記載したテキストや、特別支援学級や通級指導教室担当者の教育課程や指導に関する基本的な内容を記載した指導用テキストを作成・配付し、活用している。</p>
福井県	<p>○教育相談担当者を対象とした情報交換会を開催（年1回）している。</p> <p>○県内を4地区に分け、特別支援教育コーディネーターを対象とした連絡会を開催している。</p>
岐阜県	<p>○昨年度末に「高等学校における特別支援教育」というリーフレットを作成し、今年度4月に、公立高等学校の全教員に配付した。</p>
愛知県	<p>○愛知県特別支援教育連携協議会において、高等学校の校長も参加し、関係部局とのネットワークの形成を図っている。</p>
三重県	<p>○三重県教育委員会が主催する特別支援学校教諭免許状の取得を目的とした認定講習を推進している。</p>

京都府	○各学校に対し、地域支援センターの巡回相談員と協同することによって、個々の子どもへの支援方策の検討だけでなく学校と地域におけるアセスメント力やコーディネート力の向上につなげるよう、各種会議等で呼びかけている。
兵庫県	○交流及び共同学習の積極的な推進により、高等学校教員の障害理解や合理的配慮に対する専門性の向上が図られている。 ○高等学校のケース会議に特別支援学校の教員が参加し、専門的見地から助言を行っている。 ○「ひょうご専門家チーム」を派遣している。 ○県立特別支援教育センター内に「ひょうご学習障害相談室」を設定し、教員からの相談にも対応している。 ○合理的配慮についてのリーフレットを全公立幼、小、中、高、特別支援学校に配付している。
鳥取県	○「自己理解・他者理解アプローチ事業」において、特別支援学校との交流会を実施している学校がある。また、外部関係機関と連携して生徒の就労体験等を実施する中で、外部関係機関からアドバイス等をもらいながら資質向上を図っている学校もある。 ○平成23年度入学生から、特別な教育的支援を必要とする生徒の中学校から高校への引継を実施。年度当初に全教職員で情報共有するとともに、関係教職員は支援会議等を随時開催しながら指導や支援の在り方を検討している。
島根県	○「高等学校ソーシャルスキルトレーニングモデル事業」（県単）：4年間3校で実施、放課後等を活用してSSTを実施し、校内体制の在り方を検証している。 ○個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育モデル事業」（文科省委託）：3年間1校で実施、自立活動の指導および一斉授業の改善を行っている。 ○教育センターにおいて、高等学校でのチーム支援について研修やケース会議を実施している。
岡山県	○合理的配慮を行っている学校に、聞き取りを行い、その取組について研修会等で紹介を行っている。
広島県	○特別支援学校に専任の特別支援教育コーディネーターを配置（平成28年度17名）し、センター的機能において、ニーズに応じた高等学校支援を実施している。
山口県	○特別支援教育に関するテキストやリーフレットを作成し配付している。
徳島県	○文部科学省の委託を受け、県南の高等学校1校をモデル校に指定して研究を行っており、そこで得られた成果を、県の研究会等を通じて他の高等学校へ発信している。
愛媛県	○高等学校教員を大学院特別支援教育専攻コースへの派遣対象としている。 ○特別支援学校によるセンター的機能を活かし、医療、福祉、大学等の外部専門家を活用した研修や教育相談を実施することで、高等学校等の教員の資質向上のための支援強化を図っている。

佐賀県	○特別支援教育に係る県立高等学校訪問し、発達障害を含む障害のある生徒の校内支援体制等に関する協議・懇談及び必要な指導助言を行っている。 ○独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が実施する発達障害教育に関する協議会へ高等学校教員を派遣している。
長崎県	○長崎県高等学校・特別支援学校教育研究会の中に特別支援教育部会を設置し、教員の資質向上に努めている。任意団体ではあるが、各校の管理職の理解の下、参加する教員は意欲が高い。
熊本県	○今年度より合理的配慮協力員3名（県北、県央、県南担当）を特別支援学校に配置し、各圏域の高等学校を巡回し、熊本県立高等学校（県立中学校を含む。）に在籍する障がいのある生徒に対して適切な支援（合理的配慮）を提供するための校内支援体制づくりや教職員等への助言を行っている。合理的配慮協力員には特別支援学校の退職校長及び教員を任用しており、管理職及び主任主事への助言を行うことで、リーダーシップの向上を図り、組織的な対応ができるような校内支援体制の整備の充実を目指している。
鹿児島県	○リーフレット等を作成し、全ての教員に配付した。

事例集、ガイドブック、リーフレット等を作成し活用しているほか、高等学校と特別支援学校との間で人事交流などの取組が挙げられている。

7 特別支援教育にかかる教員の資質及び管理職のリーダーシップ向上を図るため、今後どのような方策が必要と考えますか。

【教員の資質及び管理職のリーダーシップ向上を図るために必要な方策】

必要な方策の内容（複数選択可）	県数（割合）
都道府県による特別支援教育に関する研修の実施	37 県（78.7%）
都道府県による事例集・ガイドライン等の作成	25 県（53.2%）
国による特別支援教育に関する研修の実施	20 県（42.6%）
国による事例集・ガイドライン等の提供	28 県（59.6%）
大学等での教員養成課程における特別支援教育科目の充実	34 県（72.3%）

※ 表中の（割合）は、総県数（n=47）に対する割合

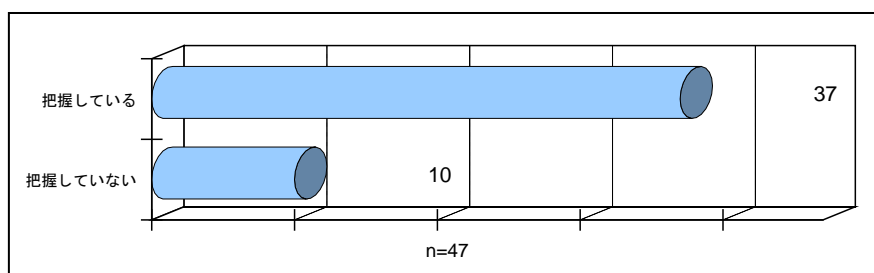
【その他（上記以外に必要な方策）】

必要な方策の内容（自由記述）
○社会への理解啓発と発達障害等のある生徒の進路指導・就労施策等、教育だけでなく福祉・労働を含めたトータルとしての方向性が打ち出され、管理職や教員がそれらについて深く理解できるようにする。
○国による研修は地方にとって旅費の面で厳しいものがある。特別支援教育総合研究所が実施しているようなオンライン講座も一つの方法だと考える。

8 高等学校における特別支援学校教諭免許状を有する教員の状況（H28.4.1現在）について、お答えください。（都道府県立高等学校についての数値）

「把握している」県は37県であり、「把握していない」県は10県となっている。

【高等学校における特別支援学校教諭免許状を有する教員の把握状況】



【高等学校における特別支援学校教諭免許状を有する教員の割合】

割合	県数
0.2%以下	2 県
0.3%～0.9%	2 県
1.0%～1.9%	16 県
2.0%～2.9%	9 県
3.0%～3.9%	5 県
4.0%～4.9%	1 県
5.0%～5.9%	1 県
6.0%～6.9%	0 県
7.0%～7.9%	1 県
8.0%以上	0 県

※ 表中の割合は、把握している県数（n=37）に対する割合

【特別支援学校教諭免許状を有する教員がいる高等学校の割合】

割合	県数
9.9%以下	1 県
10.0%～19.9%	2 県
20.0%～29.9%	0 県
30.0%～39.9%	8 県
40.0%～49.9%	9 県
50.0%～59.9%	7 県
60.0%～69.9%	5 県
70.0%～79.9%	1 県
80.0%～89.9%	4 県
90.0%以上	0 県

※ 表中の割合は、把握している県数（n=37）に対する割合

9 高等学校教員の特別支援学校教諭免許状の取得率向上を図るため行っている取組で、他県の参考となるものがあれば、その内容をご紹介ください。

【高等学校教員の特別支援学校教諭免許状の取得率向上を図るための取組】

都道府県	取組の内容（自由記述）
青森県	○県教育委員会が実施する教員免許状認定講習会において、特別支援教育に関する講義の充実を図っている。 ○特別支援学校との人事交流を行っている。
宮城県	○特別支援学校での勤務を希望する場合は、認定講習を積極的に受講するなどして、相当の特別支援学校教諭免許状を取得するよう働きかける予定である。
茨城県	○特別支援学校教諭免許状認定講習を実施している。
埼玉県	○埼玉県教育委員会が実施する認定講習会の案内を通知している。
千葉県	○特別支援学校教諭免許状取得のための認定講習を11講座開設し、各県立高等学校に周知している。
山梨県	○特別支援学校教員免許認定講習の開催について周知するとともに、受講希望者は全員が受講できるようにしている。
長野県	○開設する免許法認定講習の開設領域の工夫で免許状がより短期間で取得できるようにしている。
富山県	○免許法認定講習の開設数を増やし、短期間での特別支援学校教諭免許状の取得を可能にしている。 ○公立学校においては、全学校長を通じて教員に上記講習の周知を行い、受講を促している。 ○免許法認定講習の受講を奨励するとともに、今年度、特別支援学校教諭免許状取得推進事業を行い、特別支援学校の免許状を、概ね1年で取得できるよう開設科目を増設した。
石川県	○高等学校の教員も認定講習を受けられるようにしている。
福井県	○県が実施する免許法認定講習の案内を県内高等学校に配付している。
三重県	○三重県教育委員会が特別支援学校教諭免許状の取得を目的とした認定講習を主催している。
滋賀県	○認定講習で特別支援学校教諭免許状の取得に係る科目を3科目開設しており、高等学校教員の受講も認めている（優先はしていない）。
兵庫県	○本県において実施している「特別支援教育にかかる教員長期研修派遣事業」において、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所への派遣については、高等学校教員も派遣対象としている。 ○認定講習の積極的な受講を呼びかけている。
奈良県	○県教育委員会主催による認定講習を開催し、特別支援学校教諭免許状の取得

	向上に取り組んでいる。
岡山県	○平成19年度から毎年、特別支援学校教諭免許状の取得に関する岡山県教育職員免許法認定講習を5講座開設し、その開催に当たっては県内の全学校に案内を送付している。また、他県や大学等から認定講習の案内があった場合には、県内市町村教育委員会および県立学校に情報提供している。
山口県	○校長会や各種研修会での周知等を行っている。
徳島県	○認定講習の通知を毎年県内全ての高等学校に送付している。
愛媛県	○愛媛大学大学院への教員の派遣について、従来は教員が希望するコースへ派遣していたが、特別支援教育の充実のため、平成26年度より、毎年1名の教員を同大学院特別支援教育専攻コースへ派遣することとした。このことにより、高等学校教員が同コースへ派遣される例も出てきた。
福岡県	○特別支援学校に係る科目の認定講習を高等学校教員が受講することを認めている（他の校種と同様）。
熊本県	○希望する高等学校教員を熊本大学特別支援教育特別専攻科に1年間派遣している。

10 高等学校における特別支援教育の推進のための体制を整えるにあたり、どのようなことが必要と考えますか。

【高等学校における特別支援教育の推進のための体制を整えるために必要なこと】

体制を整えるために必要なこと（複数選択可）	県数（割合）
特別支援教育コーディネーターの資質向上	43 県（91.5%）
全教員の特別支援教育にかかる資質向上	45 県（95.7%）
高等学校が活用できる相談体制の充実	33 県（70.2%）
特別支援学校のセンター的機能の活用	38 県（80.9%）

※ 表中の（割合）は、総県数（n=47）に対する割合

【その他（上記以外に必要なこと）】

必要なことの内容（自由記述）
<ul style="list-style-type: none"> ○特別な教育課程の編成や学級・コース設置など、法制度化による校内体制の構築 ○専門性を有する外部資源との連携強化 ○発達障害を含めた障害のある児童生徒の教育に関する専門機関である特別支援教育センターにおいて、就学前から小学校を中心に相談に対応しているが、今後高等学校にも積極的に対応していく体制の充実を図る。 ○支援員配置の拡充 ○学校と関係機関との役割を明確にした連携 ○管理職の意識の改革が欠かせない。（予算や人的補充が見込めない中で、現場を組織として動かすには管理職のリーダーシップが不可欠）

Ⅱ 合理的配慮の提供にかかる取組について

- 1 1 入学者選抜学力検査における貴都道府県の「合理的配慮」の取組について
 入学者選抜学力検査において提供可能な「合理的配慮」には、どのようなものがあるかについて伺います。

全ての県が、提供可能な合理的配慮が「ある」と回答している。

【提供している合理的な配慮の内容】

配慮内容（複数選択可）	県数（割合）
別室受験	46 県（97.9%）
院内受験	27 県（57.4%）
座席の配慮	46 県（97.9%）
拡大文字の使用	43 県（91.5%）
ルビの使用	19 県（40.4%）
点字の使用	14 県（29.8%）
代読	17 県（36.1%）
代筆	22 県（46.8%）
パソコンによる回答	9 県（19.1%）
検査時間の延長	34 県（72.3%）
休憩時等の介助	36 県（76.6%）

※ 表中の（割合）は、「ある」と回答した県数（n=47）に対する割合

【その他（上記以外の配慮の内容）】

配慮内容（自由記述）
<input type="checkbox"/> 休憩時間の延長 <input type="checkbox"/> 筆談による個人面接、待ち時間が短くなるよう面接順番の配慮、ルーペの使用を許可、国語の「聞くこと」に関する検査及び英語の「リスニングテスト」においては、別室でCDプレーヤーを使用、個人面接の実施 <input type="checkbox"/> 拡大鏡(ルーペ)の使用、英語の聞き取り検査の口唇読み取り、車いす用机の使用 <input type="checkbox"/> 面接検査で、FM受信型補聴器を装着し、試験官がFM送信機を使用して実施

- 英語リスニングテストの代替問題、選択肢問題への変更、パソコン以外（タブレット等）のICT機器の使用
- 保護者等の待機、面接順等の変更
- リスニングテストにおけるリップリーディング、FM補聴器の使用許可、ルーペ・単眼鏡の使用許可
- 拡大鏡の持参使用、問題用紙、解答用紙の拡大印刷
- 「聞くことの検査」を口話法で実施する際に、時間を延長
- 難聴者に対するFM送信機の使用許可
- 他の受検生とは別のトイレの使用
- 外国語（英語）聞き取り検査の筆記問題による代替
- 集団面接の個人面接への変更や、面接時における筆談の許可など
- 休憩時間の延長、リスニングテストの筆答テストによる代替、集団面接の個人面接による代替
- 聴覚障害をもつ生徒へのリスニング時の原稿提示
- 本人の使用しやすい机等の持ち込み許可
- 筆談による面接、補聴器の使用
- 聴覚障害のために、英語のリスニングが実施困難な受検生に対し、テロップにより実施（この質問に対する回答は、あらかじめ要綱等には例示しておらず、個別具体で検討）
- 介護者の別室待機又は同室待機、実音聴取に代わる筆記問題の受検
- 面接における筆談
- 定規・コンパス使用時に監督者が補助
- 聞き取りテストにおいて、別室でのCDプレーヤーを使用した実施、難聴者用スピーカーを使用したテストの実施、読み上げによる実施、プレゼンテーションソフトを利用し、聞き取り部分を文字情報に置き換えて実施

※ 合理的な配慮の提供については、その状況に応じて個別に必要とされるものであり、学校設置者等に対して過度の負担を課さないものとされており、上記はその事例の一部

上記の事例以外についても、配慮の要望があった場合に、本人、保護者、中学校長、高等学校長等が事前に協議を行い、配慮の提供について個々に検討を行っているとの回答が見られた。

1 2 入学者選抜学力検査における合理的配慮の提供には、どのような手続きが必要ですか。

【入学者選抜学力検査における合理的配慮の提供に必要な手続き】

必要な手続き（複数選択可）	県数（割合）
中学校長から志願先高等学校長に対する申請	30 県（63.8%）
志願者から中学校長を経由した志願先高等学校長に対する申請	16 県（34.0%）
入学志願者の在学する中学校長は、志願者の氏名、障害の状況、希望する高等学校等について、県教育委員会に連絡	2 県（4.3%）
志願者から志願先高等学校長に対する申請	1 県（2.1%）
県立特別支援学校においては、基本的には中学校長から請願先高等学校長に対して申請をすることとなるが、所定の手続き等は各学校が規定	1 県（2.1%）
志願者は中学校を通じて志願先高等学校を所管する教育委員会に申請する。また拡大した問題用紙による受験については、中学校長が志願先高等学校長に申請	1 県（2.1%）
障害のある生徒等の志願者への特別な措置が必要な場合、中学校長から連絡・協議があった高等学校長が特別措置申請書を県教育委員会あてに提出	1 県（2.1%）
事前に中学校が教育委員会と協議	1 県（2.1%）
当該中学校長は事前に、志願先高等学校長と教育委員会へ相談し、特別措置願に医師の診断書を添えて申請	1 県（2.1%）

※ 表中の（割合）は、合理的配慮を提供している県数（n=47）に対する割合

1 3 入学者選抜学力検査における合理的配慮の提供にあたり、どのような書類を申請者に求めていますか。

【入学者選抜学力検査における合理的配慮の提供にあたり、提出を求める書類】

提出を求める書類（複数選択可）	県数（割合）
医師の診断書	10 県（21.3%）
中学校における個別の指導計画又は個別の教育支援計画	4 県（8.5%）
上記2つのいずれも	2 県（4.3%）
県所定の申請書	10 県（21.3%）
その他	34 県（72.3%）

※ 表中の（割合）は、合理的配慮を提供している県数（n=47）に対する割合

【「その他」の内容】

提出を求める書類（自由記述）
<p>○障害の状況、中学校での配慮事項、学力検査及び入学後の生活において必要とする配慮事項等を記載した事情説明書</p> <p>○「できるだけ詳細な身体等の状況及び学校で配慮している措置、受検に当たって配慮してほしい措置、入学後県立高等学校において特に配慮する必要がある措置又は指導上留意すべき事項」を記入した「身体等の状況の記録」及び健康診断書など「身体等の状況の記録」に記載した内容を証明する書類</p> <p>○医師の診断書又は障害の状況がわかる健康診断票の写し等</p> <p>○県教育委員会で定めた申請様式及び中学校長の副申書</p> <p>○必要に応じて医師の診断書等</p> <p>○必要に応じて、障害の程度が分かる書類（障害者手帳の写し、中学校長の副申書等）を提出</p> <p>○必要に応じて診断書等を提出</p> <p>○志願者（受検生）において、合理的配慮が必要となる関係資料を、必要に応じて提出</p> <p>○志願者（中学校長経由）「学力検査等の際配慮を要する措置についての願」中学校長「学力検査等の際配慮を要する措置についての願」（副申）</p> <p>○中学校長名の事情説明書（専用様式）、医師による意見書（専用様式）</p> <p>○志願者の在籍中学校長に対し、志望高等学校長と早期から連絡等を取って連携を図るとともに、修学の条件等を十分に了解した上で申請するように求めている。</p> <p>○中学校での学習・生活の様子等についての説明書</p> <p>○状況によって、医師の診断書を求めることがある。</p> <p>○中学校長から高等学校長への申請書以外の提出は求めている。</p> <p>○検査内容の変更を伴う場合のみ、医師の診断書の提供を求めている。</p> <p>○中学校長から高等学校長あての申出書において、障害等の状況、中学校での授業や定期</p>

考査時の配慮内容の記載を求めている。

- 志願者の申請内容に対して、中学校及び中学校を所管する教育委員会が具申する。
- 障害のある生徒等の志願者への特別な措置が必要な場合、中学校長から連絡・協議があった高等学校長が特別措置申請書を県教委あてに提出している。
- 中学校長が、志願者の障害等の状況や希望する特別な配慮の内容を記入した書類を高等学校長あてに提出することとしている。また、それに併せて、志願者の障害等の状況が分かる資料（障害者手帳の写し等）を添付することとしている。
- 必要に応じて医師の診断書、支援計画、障害者手帳等を求める。
- 障害のあることにより、特別な配慮を必要とする志願者は、希望する配慮の内容を特別支援配慮申請書により、中学校長を経由して高等学校長に申請する。高等学校長は、提出のあった特別配慮申請書の内容について、中学校長と協議を行い、当該志願者に対し、特別な配慮が必要であると判断した場合には、具体的な措置を決定する。
- 特別措置申請書（ただし、申請書の記載内容のみでは、障害の程度を十分に把握できないと判断する場合には、別に医師の診断書等を求めることができる。）
- 中学校長から志願先高等学校長へ特別措置願を入学願書に添付して提出。特殊なケースなどで事前に相談が必要な場合には、早めに志願先高等学校長に相談してもらうが、平成28年度入試までは、医師の診断書、個別の指導計画等は提出してもらっていない。
- 個別の状況に応じ、資料を求めている。
- 障害等の種類・程度、中学校等における生活の状況及び指導上の配慮事項、受検上必要と考えられる特別な配慮等を記載した公文書で申請を行う。必要に応じて、個別の教育支援計画、医師の診断書等を添付する。
- 中学校長から、本人の状況や中学校での配慮の状況等をまとめた書類を志願先の高等学校長に提出するように求めている。また、志願先高等学校長から、特別な配慮を必要とする理由と特別な配慮の具体的な内容をまとめた特別配慮承認願を県教育委員会に提出するように求めている。
- 書類の提出は特に求めておらず、中学校が本人の障害の状況やテストにおける配慮について、高等学校と協議する際、確認することとしている。
- 中学校長からの申出について、決まった書類の提出は求めている。

1 4 入学者選抜学力検査における合理的配慮の提供はどのように決定されますか。

【入学者選抜学力検査における合理的配慮の提供の決定】

決定方法	県数（割合）
原則として高等学校長の判断により決定	7 県（14.9%）
高等学校長と都道府県教育委員会との協議により決定	33 県（70.2%）
その他	7 県（14.9%）

※ 表中の（割合）は、合理的配慮を提供している県数（n=47）に対する割合

【「その他」の内容】

決定方法（自由記述）
<p>○高等学校長の判断により決定する場合と、必要に応じて教育委員会と協議の上、高等学校長の判断により決定する場合がある。</p> <p>○原則として特別支援学校長が判断するが、必要に応じて教育委員会と相談</p> <p>○申請があった高等学校の校長は、志願者の在籍（出身）中学校等の校長と協議を行う。特別な事情がある場合には、高等学校の校長は当該教育委員会と協議する。</p> <p>○教育委員会と高等学校長が協議し、同様の障害がある志願者間で配慮の内容が異なることのないよう調整を図った上で決定する。</p> <p>○別室受検については、県教育委員会との協議により決定し、それ以外の内容については、高等学校長が決定した内容を教育委員会へ報告を求めている。</p> <p>○志願先高等学校を所管する教育委員会が決定する。また拡大した問題用紙による受験については、志願先高等学校長が決定する。</p> <p>○別室受検、座席の配慮については、高等学校長の判断により決定し、拡大文字、ルビの使用、検査時間の延長、聞き取りテストの対応については、県教育委員会が該当中学校を訪問し、状況を確認した上で決定する。</p>

- 15 入学者選抜学力検査における合理的配慮の提供にあたり、課題と考えられるものをお答えください。また、具体的な事例（困難案件や解決事例）があればご紹介ください。

【入学者選抜学力検査における合理的配慮の提供の課題】

課題の内容（複数選択可）	県数（割合）
提供の必要性の判断が困難	21 県（44.7%）
判断材料（必要書類等）にかかるルール作りが困難	4 県（8.5%）
提供すべき合理的配慮の内容の判断が困難	18 県（38.3%）
教員の人数の不足から提供が困難	13 県（27.7%）
教員の知識・経験の不足から提供が困難	5 県（10.6%）
施設的な面から提供が困難	11 県（23.4%）
他の受験生との公平性の確保が困難	22 県（46.8%）

※ 表中の（割合）は、総県数（n=47）に対する割合

【「提供の必要性の判断が困難」の具体例】

具体例（自由記述）
<p>○合理的配慮を提供するに当たって、生徒の障害の程度等に応じた合理的な配慮の内容を決定するのが難しい。</p> <p>○特に診断名がついていない志願者からの検査時間の延長やルビを振るなどの希望に対する配慮の判断が困難である。</p> <p>○高機能自閉症の生徒が、医師の所見入りの診断書を添え、受検時間の延長を要望してきたが、中学校では定期テストの際、時間延長の対応を取っておらずその必要性の判断に迷った。</p> <p>○各学校とも入学者選抜の公平性を確保する点との兼ね合いに苦慮しており、協議の件数がここ数年増加傾向にある。</p> <p>○在籍中学校において、発達障害などの障害の状態が把握できず、通常の学習環境で学校生活を送っていた生徒が、受検に際して特別措置の申請をしてきた場合の対応についての判断が困難である。</p> <p>○在籍中学校の管理職が当該受検者の障害の状況や措置内容を把握しておらず、県教育委員会が在籍中学校の受検者の担任へ、直接学校生活の様子を詳細に聞き取ることで、措置を判断したことがある。</p> <p>○肢体不自由や聴覚障害などであれば対応には過去例に基づくノウハウがあるが、発達障害（学習障害）については前例も乏しく、判断も難しい。提供できる配慮についてもこれから模索していく必要がある。</p> <p>○必要性は個々の状態に応じて判断するが、その判断により入試の公平性を損なうか否か</p>

の判断も同時に迫られる。

- 前例のないケースについては、県教育委員会の担当が中学校で授業見学を行うなど、志願者に必要な配慮の把握に努めている。
- 基本的には中学校の定期テスト等で行われている提供の実績を判断材料にしているが、明確な基準がないため判断が難しい。

【「判断材料（必要書類等）にかかるルール作りが困難」の具体例】

具体例（自由記述）

- 判断に当たっての根拠の蓄積が少ないことも想定される。他県の様子や社会情勢も注視しルール作りを進めていく。

【「提供すべき合理的配慮の内容の判断が困難」の具体例】

具体例（自由記述）

- 肢体不自由で意志の疎通が困難な志願者へ対する合理的配慮の手段が判断できない。
- 配慮すべき内容が、入学者選抜の公平性を確保できるか、判断に苦慮している。
- 難聴の受検者が英語のリスニング検査を受ける場合、ラジカセ等で音量を上げて聴く、教員が読み上げる、検査を免除する等が考えられるが、どの検査方法が適切なかの判断が難しい。
- 発達障害（学習障害）の受検生に対して、障害の種類や程度によって、どのような配慮が妥当であるかを判断することが難しい。（例えば、読字障害の生徒に対する代読や文字の拡大などの特殊な配慮について）
- すべきか、すべきでないかの線引きが難しい。
- 認知にかかわる障害の場合、障害の内容や程度を把握することが難しい。
- 時間延長など、中学校で通常行われていないことを高校入試で行うことに対する妥当性の判断をしかねる。
- 多様かつ個別性が高いため、県立学校向けの対応要領において58の具体例を列挙し、検討すべき合理的配慮について一定のイメージをつかめるようにしている。

【「教員の人数の不足から提供が困難」の具体例】

具体例（自由記述）

- 介助者や代読・代筆等、特に配慮が必要なケースについて、現状では対応可能な人数の教員を確保できているが、今後、提供希望者が増加した場合、従前と同様の対応が困難になるのではないかと懸念している。
- 特別支援学校の場合、受検者の障害の状態も様々で、基礎的環境整備としての共通の配慮に加え、個別具体的な配慮が求められることから、人的な不足が生じやすい。
- 課題として、教員数の少ない学校等における、別室受検の監督教員の確保等が挙げられる。

- 小規模校において、複数名から別室受験や代筆・代読等の配慮申請があった場合の対応が困難である。
- 配慮の内容によって、別室対応が複数必要になると、監督の教員の割り振りが困難になる。
- 特別検査室を増やすなど個々の対応が増えることにより、入試業務にあたる教員が不足することが懸念される。
- 別室受験の場合に必要な教員の確保等が困難である。
- 個室での受験が必要なケースが重なると、監督者の不足などが生じる可能性がある。
- 小規模校において別室受験が必要な受験生が複数いた場合、監督者の確保が困難である。
- 体調不良者のための保健室受験以外に、別室受験が複数になることなどが挙げられる。
- 聴覚障害生徒のリスニングテストとして、会話文を複数名で読み上げる支援の要望があったが、提供することが難しかった。

【「教員の知識・経験の不足から提供が困難」の具体例】

具体例（自由記述）
<ul style="list-style-type: none"> ○特別支援教育の充実に係る様々な研修等を実施しているが、学校全体として組織的な取組を進めていく上では、更に研修の機会や内容等を充実させる必要がある。 ○個々の対応について、十分な配慮ができなかったり、ミスやトラブルにつながる可能性がある。 ○精神的に不安定な生徒が受験した際に、突発的な行動があるとの連絡を受け対処に苦慮した。この生徒に対し、休み時間も含めて、常に教員が付き添うことになった。 ○点字の使用については、現在高等学校教員に知識・経験のある者がほとんどいないため、入学者選抜で点字を使用した解答の採点ができない。なお、志願者が高等学校の教育課程を履修していくことも難しいと考えられる。

【「施設的な面から提供が困難」の具体例】

具体例（自由記述）
<ul style="list-style-type: none"> ○課題として、規模の小さな学校等における、別室受験や介助員の控室等の対応に必要な部屋の確保が挙げられる。 ○タブレットなどICTを使った入試も検討していく必要はあろうが、学校ごとの条件整備の問題もあり、現時点では対応が難しい。 ○施設的な配慮が財政的にできないこともある。中学校と志望高校が連絡を密にとり、受験前のできるだけ早い時期に「できること」、「できないこと」を確認している。 ○別室受験の場合に必要な別室の確保等が難しい。 ○障害の程度が異なるため、統一的な施設整備が困難である。 ○各学校の校舎が第二次ベビーブーム時の生徒数増加に伴い建て増しされており、施設のバリアフリー化に要する予算の確保が難しい。

【「他の受験生との公平性の確保が困難」の具体例】

具体例（自由記述）
<ul style="list-style-type: none"> ○相談段階の例だが、全介助を必要とする肢体不自由の生徒が口述筆記と時間延長を要望した際、その公平性の判断に苦慮した。 ○各学校とも入学者選抜の公平性を確保する点との兼ね合いに苦慮しており、協議の件数がここ数年増加傾向にある。 ○普段から介助をしている方の代筆や代読を申請されたが、公平性の観点から指導主事に対応した。 ○タブレットやパソコンを使用した学力検査等の要望や問い合わせが寄せられるが、記述式の問題における漢字変換機能等について、公平性、公正性が担保できるかどうか今後の研究が必要である。 ○例えば代読が必要な場合、教科の特性や他の受験生との公平性の観点から、どの部分をどこまで読むべきかの判断が難しい。複数の希望者が出てきた場合に相互の公平性などさらに難しくなる。また、代読にはそのための時間が必要だが、時間延長をすることが、公平性の観点から妥当かどうか判断が難しい。 ○例えば、漢字への「ふりがな付きの問題」の提供を求められたとき、障害の程度によって可否を決める基準を示すことが難しい。一つ二つと前例を生んでいくと際限がなくなり入試の根幹がゆらぎ合否結果への影響も心配される。 ○例えば、点字受検とこれに伴う検査時間の延長を想定すると、確保すべき時間の設定、報道提供される検査問題の取扱いなどにおいて、公平性の確保が困難である。 ○出題文の漢字にルビを振ること、代筆を行うこと、検査時間を延長すること、難聴者に対する通訳的介助などが挙げられる。 ○時間の延長、ルビ振りなどが挙げられる。 ○時間延長を認める場合には、本人の状況や中学校における配慮内容等を慎重に検討し、入学者選抜の公平性の確保に留意した。 ○高校入試における合理的配慮の内容によっては、評価や選考基準等が課題となってくる。

【その他（上記以外の困難の具体例）】

具体例（自由記述）
<ul style="list-style-type: none"> ○前年度に予算措置していないような配慮をしなければならない事態が生じた。 ○県外など学校から遠距離の病院での院内受験の希望が出された場合は、前日から対応することとなるため、学力検査問題の保管などの点から実施が困難であると考えられる。 ○合理的配慮の提供及び内容の判断については、特に過去に事例がない場合は検討や準備にかなりの時間を要することになるので、早期の相談が必要である。

合理的配慮の提供については、生徒の障害の程度等に応じた合理的配慮の内容の決定、入学者選抜の公平性を確保することとの兼ね合い、また、教員の人数不足や施設的な面での課題などが挙げられている。

16 通学に関する合理的配慮の提供についてお答えください。実際に提供した合理的配慮には、どのようなものがありますか。

【通学に関する合理的な配慮】

実際に提供した合理的配慮（複数選択可）	県数（割合）
通学時の電車・バスの便数を増やしてもらった。	0 県（0.0%）
進入路の校名看板を見やすくした。	0 県（0.0%）
校内の渡り廊下等に分かりやすい標識を設置した。	7 県（14.9%）
その他	14 県（29.8%）

※ 表中の（割合）は、総県数（n=47）に対する割合

【「その他」の具体例】

具体例（自由記述）
<ul style="list-style-type: none"> ○保護者の自家用車送迎により通学する生徒のために、生徒昇降口前への停車を特別に了承 ○通学に慣れるまで登下校の際に付添いを行った。（学校と最寄り駅の間）バスの時刻表を校内に分かりやすく表示（バス停と同じ表記） ○渡り廊下等にスロープを設置 ○校舎内の通路や渡り廊下の段差等にスロープを設置して段差を解消 ○生徒・保護者からの要望を受け、廊下へのスロープの設置や教室配置の変更、AV機器を用いた校内での遠隔教育などを実施 ○登下校時の車いす乗降介助 ○車いすを使用する生徒のため、校内通路の整備や階段式昇降機の設置 ○視覚障害の生徒への移動面の配慮として、点字ブロックの設置、階段の一番下の段に分かりやすいようテープを貼付、教室や手すりに点字の表示 ○乗降車するときに、乗務員からの声かけ ○電動車いすを利用する生徒については、通常の生徒玄関ではなく、生徒が出入りしやすい場所に入出口を変更、玄関前まで自家用車で入ってくることを許可 ○付添い担当の教員を配置、その担当者が登下校時は、玄関で送迎、車への乗り降りの見守り ○段差の解消、階段等への手すりの設置 ○階段昇降機の設置 ○駐車スペースの確保 ○車いすの生徒や病弱の生徒に対して、保護者による送迎を校内まで許可

17 通学に関する合理的配慮の提供を推進する上での課題についてお答えください。また、困難案件や解決事例等があれば紹介してください。

【通学に関する合理的な配慮の課題】

課題の内容（複数選択可）	県数（割合）
交通事業所等の関係機関からの協力が得られにくい。	5 県（10.6%）
本人・保護者からの要望が過重である。	3 県（6.4%）
提供後に事故等が発生した場合、逆に責任を問われるおそれがある。	2 県（4.3%）
その他	6 県（12.8%）

※ 表中の（割合）は、総県数（n=47）に対する割合

【「交通事業所等の関係機関からの協力が得られにくい。」の具体例】

具体例（自由記述）
○障害の特性上、公共交通機関利用中に声を発する場合があります、同乗した保護者に乗務員から迷惑であるとの申し出がある。事業所に学校から理解を求める説明や協力依頼をして、しばらくは申し出がないが、その後再び迷惑の申し出がある。これが繰り返される。

【「その他」の具体例】

具体例（自由記述）
○外部の関係機関に合理的配慮の提供を依頼する際に、個人情報保護の観点からの課題 ○配慮の提供に当たり、「合理的」「過重」の判断基準を整理する必要 ○事前に保護者等に十分な説明と合意が必要 ○肢体不自由の生徒に対する階段昇降車の配置 ○合理的な配慮の推進に当たっては、高等学校が中学校までの教育システムとは異なる部分も多いということを本人や保護者に十分説明した上で、理解し協力して取り組むことが重要 ○これまで、通学に関する合理的配慮に係る要望等はないため、本人や保護者からの個別の要望等に対してのノウハウがない。

18 校内での生活に関する合理的配慮についてお答えください。提供した合理的配慮の例として、どのようなものがありますか。

【校内での生活に関する合理的配慮】

合理的配慮の内容（複数選択可）	県数（割合）
対人関係等でパニックになりそうな場合に優先的に使える部屋等を用意した。	23 県（48.9%）
環境面で特別な学習支援を行った。	30 県（63.8%）
学習面で特別な支援を行った。	36 県（76.6%）
その他	17 県（36.2%）

※ 表中の（割合）は、総県数（n=47）に対する割合

【「環境面で特別な学習支援を行った。」の具体例】

具体例（自由記述）
<p>○タブレット型端末等を活用し、資料を拡大し、見やすくした。</p> <p>○教室の前面（黒板周辺）の掲示物を撤去し、授業に集中しやすい環境を整備した。</p> <p>○ユニバーサルデザインに配慮し、利用しやすい環境を整備した。</p> <p>○難聴のある生徒への人的配置による学習支援を行った。</p> <p>○難聴の生徒に対して、マイクやスピーカーの使用で対応した。</p> <p>○視覚障害のある生徒の座席を配慮し、拡大鏡の使用を認めた。</p> <p>○聴覚障害のある生徒の座席を配慮し、FM補聴器の使用を認めた。</p> <p>○肢体不自由及び病弱の生徒の教室を変更したり、畳のある部屋を更衣室として提供したり、昇降口に座って靴を履ける場所を設置したりした。</p> <p>○発達障害の生徒がクールダウンできる場所を設定した。</p> <p>○肢体不自由の生徒に対応するため、多目的トイレを設置し、介助員を配置した。</p> <p>○危険が予測される場所や階段に手すりを設置した。</p> <p>○教室の配置を1階とし、階段昇降機を1台設置した。</p> <p>○高度難聴の生徒に対応するため、座席を一番前にした。</p> <p>○車いす生徒の机を、専用のもとした。</p> <p>○弱視の生徒の座席について配慮した。</p> <p>○教室のゴミ箱を色分けするとともに並び順や配置を学校で統一した。</p> <p>○掲示物の配置を工夫したり、情報が伝わりやすい視覚的工夫を教室内でするようにした。</p> <p>○座席配置の配慮、掲示物の整理、消音措置、トイレの足台の設置、チョークの色の配慮、校舎内での杖の使用や補装具着用、メモの使用、食形態の調整、介助員の配置（積極的配慮）などを行った。（高等学校、特別支援学校）</p> <p>○タブレット等の利用、書見台の利用を認めた。</p> <p>○左側の視野と聴力に障害があるので、教室の座席は、左側にして、教室や黒板が右視野</p>

に入るようにした。

- 聴覚障害の生徒について座席は補聴器の一番聞こえの良い場所とした。
- 相談室に特別支援教育コーディネーターが常駐していることを、入学式の際に生徒、保護者に周知した。
- 聴覚障害の生徒に対し、必要に応じてFM補聴システムを利用した。
- 難聴生徒が、授業やその他の指導において教員や他の生徒の声が聞こえるように、補聴器を身に付けるとともに、教員もマイクを付けている。
- ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業を展開した。
- スロープの設置や教室の配置変更、AV機器を用いた校内での遠隔教育などを行った。
- 聴覚障害の生徒に対する、座席の配慮、教室内の騒音防止の措置を行った。
- 移動に困難がある子どもに対し、参加する授業で使用する教室をアクセスしやすい場所に変更した。
- 必要に応じて定期考査時に別室受験を実施した。
- 集中できるように、不必要なものは視界に入るところに置かない。
- 音が反響する環境やグループ活動などで、教員や生徒の声の聴き取りが困難な聴覚障害のある生徒に対し、デジタルワイヤレス補聴補助システムを貸与した。
- 部屋を暗くするとパニックになる生徒がいるため、ずっと明るく保つようになっている。
- 補聴器を使用している生徒については、必要があれば、補聴援助システムを教育委員会から貸し出して、学校の授業で活用してもらっている。
- 肢体不自由で電動車いすを利用している生徒で、ノートの書きとりが困難な生徒については、ノートテイクを担当する教員が各授業で、横に座って代筆を行っている。
- 教室内の整理整頓を心掛ける。
- 備品等を分かりやすく配置し、動線や部屋の場所が分かるようにした。
- 車いすのまま参加するためのマットの配置を行った。
- 生徒の声が聞きやすく、教員の指示が届きやすいような座席の位置にしている。
- 音の軽減のため、机と椅子の脚にテニスボールを設置した。
- 補聴器をつけている生徒の座席を配慮した。
- 車いすの生徒が学習しやすいように、本人の高さに合わせた広めの机を用意した。
- 板書の見やすい座席位置に変更した。
- 教室を1階に配置し、スロープ、多目的トイレを設置した。また、「ずっと座っていると、姿勢が辛いので休憩場所がほしい」という本人の要望を受けて、1階の生徒会室に畳スペースと手すりを設置した。
- 空き教室を利用して、学習支援室として使用している。
- 教室環境の統一化（教室前方に掲示物を貼らない、遮光カーテンの使用、机・椅子にゴムキャップをかぶせる等）
- 毎日のスケジュール、月行事の予定表、小テストの実施計画等を教室に掲示

【「学習面で特別な支援を行った。」の具体例】

具体例（自由記述）

- 広汎性発達障害を抱え、不登校になった生徒に対し、生徒の希望に合わせて日程を組み、教科の学習（数学、情報）支援とソーシャルスキルトレーニング、カウンセリングを実施した。
- 調理実習でタブレット型端末を用いて、調理の材料や手順の確認を行い、学習の見通し

- を持たせるようにした。また、調理場面を撮影し、振り返りに活用した。
- 本時の学習内容をホワイトボードに提示し、学習内容のポイントを明確化した。
 - 昼休み、放課後、考査前や休業中に個別の学習支援を行う。
 - 基礎的な学力を身に付けさせるための時間を設定した。
 - 視覚障害の生徒にプリント等の拡大、テスト時間の延長するなどした。
 - 聴覚障害の生徒に正面でゆっくり話す、マスクを使用しない、リスニングテストの代わりに別のテストを実施するなどした。
 - 発達障害の生徒には、指示は口頭だけでなくメモや連絡黒板など視覚的に伝え、がんばりを認め、できたことを褒めるなどした。
 - 場面緘黙の生徒が困ったときのヘルプサインを決め、無理に発言を強要しない。
 - 知的障害の生徒に、必要に応じてルビを振る、指示は短く具体的にするなどした。
 - 肢体不自由（左片麻痺）の生徒に対して、商業の伝票計算の際に右手のみで計算できる伝票フォルダーを用意した。
 - 視覚障害の生徒に対して、席順や黒板の板書の色の配慮をした。
 - 白以外のチョークの色を黄色に統一している。
 - 複数の教科から課題が集中しないよう特別支援教育コーディネーターが校内で調整をしたり、取り組む順序をうまく指導できるよう教科担当者や学級担任間で協力した。
 - ルビを振る、50音表の使用、ストレッチャーによるプール指導の工夫、小黒板やタブレットの活用による教材の拡大提示（以上、特別支援学校）などを行った。
 - 拡大プリントを用意、視覚的に確認できるタイマーを利用した。
 - 視覚障害の生徒に合わせ、教材の点訳や口頭での丁寧な説明を行っている。
 - 書字障害の生徒について、授業でのパソコン入力を認め、家で学習をしてもらうこととした。試験についてはパソコンは使わず、他の生徒と同じ扱いとするが、平常点などでは各教科で配慮することにした。
 - 交通事故の後遺症で行動が遅い生徒について、試験は二つの机を使用させることとした。
 - 試験の際、問題の見落としや解答用紙の未提出がないよう、解答状況、回収時の確認などを徹底した。
 - 板書記録困難な生徒に対するワークシートを作成、提供した。
 - 教科書の漢字にルビを振り、板書に使用するチョークの色を校内で統一した。
 - 作業能力やコミュニケーション能力の向上に向け、発達障害の生徒が特別支援学校で作業学習の体験を行った。
 - 課題遂行や行動企画に困難さのある自閉症スペクトラムの生徒が担任と話し合い、自ら教科担当者に課題量の軽減を申し出、1時間以内で遂行できる課題量を教科担当者に提示し、課題の量的調整を合理的配慮として認めて実施した。
 - 自閉的傾向のある生徒の行動傾向について職員会議で情報を説明・共有するとともに、授業等の指導場面で配慮する内容を依頼（何かに夢中になっているときは、同じ指示を繰り返し与える、身体接触（腕を掴むなど）は避ける、重要な連絡などは本人にメモをとるように促すなどしている。
 - 聴覚障害のある生徒に対して、英語のリスニング等の指導において、CDなどの機器は使えないため、教員が音読し、その唇の形から読み取らせる支援を行った。
 - 難聴の生徒に対し、別室にて英語のリスニングテストを実施した。
 - 考査問題にルビを振る。
 - 人前で話す機会があるときなどに、事前指導を行う。
 - 各学校で、個別の指導計画に基づき、個々の生徒に必要な配慮を実施している。

- 特別支援教育支援員を7校に配置し、板書のノートテイク、実験・実習の作業補助、車いすのリクライニング調整、板書を写すカメラ、モニターの設定・調整、問題演習の個別支援、机上整理の声かけや、授業に集中できない生徒への注意喚起などの支援を行っている。
- 聴覚障害の生徒に対し、理科の実験を個別に実施した。
- 聴覚障害のある生徒に対して、FM補聴器を用意した。
- 考査時に時間の延長等の配慮を行った。
- 視覚障害：教材を点訳して提供した。
- 評価に関する教育長通知を発出した。（平成27年3月31日）
- ICTを活用した。
- 視覚障害の生徒には、試験時間の延長、拡大文字、教室の座席位置の固定、拡大支援機器の常設などを行った。
- LDの生徒にICレコーダーを利用させている。
- 評価については、当該生徒の良い面を積極的に評価するようしたり、各教科の最低ラインをそろえるようしたりするなど、教員間で日常的に協議をしている。
- 見えづらさのある生徒に対しては、配付プリントの文字サイズを大きくした。
- 肢体不自由がある生徒が実習で製作物を作成する場合には、提出期限を延長する等評価の面で配慮を行った。
- 発達障害の生徒に、黒板の横にホワイトボードを設置し、授業の進行状況を示す。
- 障害の状況等に合わせて、加工した机や椅子を使用した。
- 課題量の調整をした。
- 口頭での指示だけではなく、メモを渡すなど視覚的な情報伝達手段を使った。
- プリントのレイアウトを見やすいように工夫している。
- 文字の認識に課題のある生徒に対し、拡大プリントを配付した。
- コミュニケーションが苦手な生徒の座席を配慮する。
- 弱視の生徒に対して拡大プリント配付し、拡大鏡の使用を許可する。
- 不器用さのある生徒に対して、実物よりも大きな実習教材を準備した。
- 文字を拡大したプリントを作成した。
- 課題の量などを調整した。
- デジタルカメラ等で板書を記録するようにした。
- 弱視の生徒に対して、教材や配付プリントの拡大を行ったり、時間延長を行ったりした。
- 視力に障害がある生徒のために、板書の文字を大きく書くことや、プリント類も必要に応じて拡大コピーをして対応している。
- 電子黒板や黒板等に提示するものと生徒配布プリントを一致させる。
- 考査問題作成に関する共通理解を図る。（フォント・文字サイズを統一、「ひらがな」での解答について配慮する等）
- 書字が困難な生徒に対し、パソコンでの課題の作成を許可している。
- 配慮が必要な生徒について、実習の際、生徒が声を掛けやすい場所に常に教員がいるように配慮している。

【「その他」の具体例】

具体例（自由記述）

- 階段への手すりの設置、男子用小便器の交換、身障者用トイレの改修工事を実施した。
- エレベーターが設置されていない学校に、車いすを使用する生徒を介助する臨時職員を配置（任用）した。
- 毎朝、担任とその日の予定を確認し見通しを持って安心して生活できるようにしている。帰り際にその日の振り返りを行い、頑張ったことを認め、困っていることについて解決策を相談している。
- 予定変更があったときはなるべく早く伝え、対応に困っていたらどうすればいいか一緒に考える。
- 同じテストを2回実施し、2回目に獲得した点数も評価に加えるといった配慮をした。
- 車いすを使用する生徒のHR教室を2階に設置した。
- 車いすの生徒が使用できる個室トイレを設置している。
- 特別支援教育支援員が、学習面・生活面において個別に支援を行った。
- 車いすを使用する生徒のため、校内通路の整備や階段式昇降機を設置した。
- 着替え等で必要な場合に優先的に使える部屋を用意した。
- 特別支援教育支援員を配置した。
- 足の不自由な生徒に対し、スロープやスリップ防止用マットの設置、段差の解消など施設のバリアフリー化を行ったり、階段昇降機の整備などを行った。
- 主に肢体不自由の生徒に対して、移動支援・トイレ介助等の生活上の支援を行うため、必要に応じて特別支援教育支援員を配置している。
- 車いす利用の生徒の介助のために支援員を配置した。
脊椎に障害のある生徒（排泄障害）に対して、排泄処理を行うために障害者トイレの優先利用を行っている。
- 授業において、ICTやフラッシュカードなど視覚的に理解できるように工夫した。
- 実習において安全に作業しやすいように環境整備を行った。
- 課題や提出物の内容を個別の連絡ノートで保護者に伝達するようにした。
- 下肢等に障害のある生徒に対して、カットテーブル等を使用した。
- 課題等の提出日等を書いたメモ等を渡す。
- 騒がしさを苦手としている生徒について、教室以外の静かな場所で教員と過ごすことができるように配慮
- 欠席しがちな生徒について、欠課の状況を示した表を提示し、出席状況を本人が把握できるように配慮

19 校内での生活に関する合理的配慮の提供にあたり、課題として考えられるものをお答えください。また、具体的な事例（困難案件や解決された好事例）があれば紹介してください。〔提供を行う側に関する課題〕

【校内での生活に関する合理的配慮の提供】

提供を行う側の課題（複数選択可）	県数（割合）
教員の合理的配慮への理解に差がある。	28 県（59.6%）
周囲の生徒に不公平感を与える。	9 県（19.1%）
合意形成のプロセスにおいて困難が生じる。	20 県（42.6%）
その他	10 県（21.3%）

※ 表中の（割合）は、総県数（n=47）に対する割合

【「教員の合理的配慮への理解に差がある。」の具体例】

具体例（自由記述）
<p>○特別支援教育は特定の担当者だけの役割で、自分の仕事ではないと考えている教員もまだ多い。学校によって特別支援教育が進んでいるところと、あまり意識が高まっていない学校とがある。</p> <p>○「特別扱いはいけない」との固定概念をもっている教員がいたが、管理職の指導により解決した。</p> <p>○コーディネーターや担任に理解があっても、組織対応として明確に位置付けられているとは言えない。機会を捉えて、インクルーシブ教育の理念とともに、合理的配慮に関する考え方を周知する必要がある。</p> <p>○特別な支援が必要な生徒のことを、在籍校の教員全体が共通理解を図って支援を行うことが大切であり、「特別扱い」ではなく、「必要な合理的配慮」であるという認識の下、支援がなされるべきである。そのため校内での情報共有に一定の時間が必要である。</p> <p>○教員に対する研修会を実施し、共通理解を深める。</p> <p>○校内の支援体制を確立するため、系統的な支援を行うための組織と仕組みを構築する必要があり、各学校で校内委員会を設置して校内全体で支援する体制を整備しているところである。</p> <p>○合理的配慮の提供に当たって、医師の診断を求める意見があること</p> <p>○合理的配慮の提供が、単位認定等について不平等を生むといった意見があること</p>

【「周囲の生徒に不公平感を与える。」の具体例】

具体例（自由記述）

- 障害に関する他の生徒への説明が難しい。
- 「Aくんだけ不公平だ」と発言する生徒に対して明確に指導できない教員がいたが、学年会で指導法について共通理解を図り解決した。
- 周囲の生徒に対して、配慮を受けることを秘密にしてほしい旨の要望がある。
- 合理的配慮の実施に伴う他生徒への説明で、他の生徒から「あの子だけどうして〇〇をしているのか、自分もしてほしい。」と言われた時に、どのように答えたらよいか悩む教職員がいる。学級経営、児童生徒理解、生徒指導にもつながることであり、学校全体で対応を考えてほしいと伝えている。障害のない生徒への共生共学に関する指導等も年間指導計画に位置付ける必要がある。
- 提供される合理的配慮が、該当生徒にとって、なぜ必要なのか、周囲の生徒に対しても説明が必要である。肢体不自由の生徒の場合等は、見て分かりやすい障害であるため、周囲の理解は得やすいが、見た目で分かりにくい障害の場合は、周囲の生徒に該当生徒の「苦手さ」や「困難さ」を理解してもらうための伝え方が課題である。該当生徒の個人情報に配慮をし、どこまで伝えるべきかは、該当生徒本人や家族と話し合いの上で、伝える必要がある。
- 特にタブレットPCの使用に関しては周囲の生徒の理解が必要となる。

【「合意形成のプロセスにおいて困難が生じる。」の具体例】

具体例（自由記述）

- 保護者・本人の十分な理解を得ることが困難な場合がある。また、手続きの明確化や書類の整備も必要である。
- 障害者差別解消法7条2項の「実施に伴う負担が過重でないとき」について、学校と保護者との間で意識差があること。
- 肢体不自由の例でエレベーターや階段昇降機等の設置を求められるが、財政上の問題により不可あるいは翌年度以降の設置になる場合、合意形成ができない。また、1階に教室を設置したとしても特別教室等への移動が困難であり、支援員の配置で一応の合意は得たが十分ではない。
- 学校でできることと、できないことの境界線が保護者の要求と合うかどうか、ケース会議で同意が難しい場合もある。
- 合意形成が必要であることのそもそもの理解が不足している。
- 高校入試の後、高等学校への合格が決まってから入学するまでの期間が限られている為に、受け入れる学校と本人や家族との話し合いの時間を十分に取ることが困難な場合がある。また、義務教育と高校教育との違いもあるため、その違いについても適切な説明が必要となってくる。
- 保護者への説明において、通級による指導の有効性を十分に理解してもらう工夫が必要である。
- 本人、保護者から特別なことをして欲しくないという意思の表明がある。
- 保護者にも軽度の障害がある方がいる場合、合意形成が難しい。

- 保護者が子供の障害を十分受容できていない場合、合理的配慮の提供について話し合うことが難しい。
- 合意形成以前の問題となるが、学校側が発達障害の可能性があるのではないかと考え、支援の必要性等について保護者と話し合いをもとうとするが、保護者が受け入れないという例がある。

【「その他」の具体例】

具体例（自由記述）
<ul style="list-style-type: none"> ○発達障害等困難を抱える生徒への対応が一部の教員の負担となっている場合がある。 ○県の実施した「高校生のための相談等総合支援事業」の実施により、総合支援推進員による相談以外にも相談の場が広がり、不登校や欠席の割合の減少、発達障害の診断を受けた生徒の経過が良くなるなどの効果が見られた。 ○支援を行うための人的確保が必要である。 ○合理的配慮の提供を判断するに当たっては、内容等によってプロセスや時間が異なるため、校内における整理が必要である。 ○階段昇降機の設置やトイレの改修など、学校施設の改修等に関する合理的配慮の提供は、予算確保の面で速やかな実施が困難である場合も想定される。 ○職員会議で情報共有を行い、各教科の指導に生かすとともに、避難訓練や式典等の行事では、生徒指導部や視聴覚係等の各分掌が主体的に環境整備に関わることができた。 ○日頃から学年会や教育相談担当者会において、気になる生徒の情報を提供し合うとともに、必要に応じて職員会議でも説明するなど、情報の共有に努めており、合理的配慮の提供については共通理解をもって対応できると考えている。 ○特別支援教育支援員を配置する対象（現在は主に肢体不自由を対象）の検討及び配置のための予算確保が必要である。 ○支援員等を配置する際の予算措置が難しい。 ○合理的な配慮の提供に当たっては、クラスを中心とした仲間づくりや保護者の理解を進める必要がある。 ○個別の対応を敬遠する生徒がいる場合は、ユニバーサルデザインの視点から、他の生徒を含めた対応となるよう工夫し、本人の心情に配慮する必要がある。

20 校内での生活に関する合理的配慮の提供にあたり、課題として考えられるものをお答えください。また、具体的な事例（困難案件や解決された好事例）があればご紹介ください。〔提供を受ける側に関する課題〕

【校内での生活に関する合理的配慮の提供】

提供を受ける側の課題（複数選択可）	県数（割合）
本人・保護者からの過度な要望がある。	12 県（25.5%）
その他	10 県（21.3%）

※ 表中の（割合）は、総県数（n=47）に対する割合

【「本人・保護者からの過度な要望がある。」の具体例】

具体例（自由記述）
<ul style="list-style-type: none"> ○障害者差別解消法7条2項の「実施に伴う負担が過重でないとき」について、学校と保護者との間で意識差があること ○高校生なのに小学生に接するような支援を希望する保護者がいる。 ○中学校の特別支援学級に在籍していた場合には、高等学校でもそれと近いような教員体制（人数）を要望される場合があり、高等学校側も、義務教育の実態を知る必要があるとともに、義務教育と高校教育との違いを十分に説明する必要がある。 ○中学校時代にしてもらっていた支援と同内容のことを要求された。 ○周囲の生徒に気付かれぬようにクローズでの支援を求められることが少なくない。 ○生徒が学校生活を送る上で、保護者の安心感の担保をするために、施設・設備や人的配置の要望がある。 ○小・中学校と同様なレベルでの別室登校を認めてほしいという要望

【「その他」の具体例】

具体例（自由記述）
<ul style="list-style-type: none"> ○周囲の目を意識し、合理的配慮を受けることに抵抗を感じ、配慮が必要と思われる場合でも受け入れない生徒がいる可能性がある。 ○生徒が抱える困難を保護者が受け入れようとせず、必要な合理的配慮が提供されない可能性がある。 ○本人・保護者からの要望が少ない。要望のニーズが不明確である。 ○学校として合理的配慮の提供が必要と考えている生徒であっても、本人や保護者が障害を受容できていない場合や支援の必要性を感じていない場合があり、その対応に苦慮している。 ○保護者側が合意形成に非協力的な場合がある。生徒は支援を必要としているにも関わら

- ず、支援、配慮、調整はして欲しくないという（特別支援教育を否定する）、「時間が無い」と話を否定する、個別の支援は必要ないとするなどの事例がある。
- 本人・保護者が配慮の必要性を感じていない。
 - 合理的配慮の提供が必要と思われる事例があっても、保護者や本人に気づきを促すことに困難を抱えている。
 - 当該生徒とその保護者の困り感の乖離
 - 学校の授業以外の模擬テストでの代筆も、授業の時と同様の教員のノートテイクを求められる場合があり、対応しているが、授業時間外ということもあり、教員の確保が難しいのが現状である。
 - 高等学校は、小・中学校の教育システムと異なる部分も多いことから、本人、保護者に十分説明し、理解・協力関係を築くことが重要である。
 - 生徒が十分に学べるように学校側から建設的に合理的配慮の提供を行うが、保護者や本人の障害受容ができていないため、合意形成に至らないことがある。（合理的配慮の提供の提案を断られることがある。）

2 1 卒業時の進路指導に関する合理的配慮についてお答えください。提供した合理的配慮の例として、どのようなものがありますか。その事例は、「どの時期に」、「どのように」提供したか、具体的な内容をお答えください。（就職に関する個別の支援）

【就職に関する個別の支援】

個別の支援の例（複数選択可）	県数（割合）
高等学校で提供していた合理的配慮の就労先への引継ぎ	17 県（36.2%）
その他	14 県（29.8%）

※ 表中の（割合）は、総県数（n=47）に対する割合

【「高等学校で提供していた合理的配慮の就労先への引継ぎ」の具体例】

具体例（自由記述）
<ul style="list-style-type: none"> ○知的障害のある生徒について、療育手帳を取得し、障害者就業・生活支援センターと相談をした上で、就労支援事業所の研修生として受け入れてもらうことができた。 ○障害者手帳を取得し、ハローワーク等就職支援機関と連携した就職活動や関係機関と連携したケース会議を開催している。 ○地元企業に就職する際には引継ぎを行っている。 ○10月、電話連絡にて引継ぎを実施している。（病弱、発達障害） ○特別支援学校では、生徒の障害の状態や特性等について、実習を通じて企業側への情報提供を行ったり、就労後の定着状況の確認安段を丁寧に進めたりしている。

- （本人、保護者の同意の上での）就労支援計画による引継ぎを行っている。
- 入社試験前、試験後又は入社前に、本人・保護者との合意形成を図った上で、事業所に伝えた。
- 教員が就業後も職場を巡回し、情報交換を行う。
- 就労前後における個別の教育支援計画の引継ぎを行う。
- 高校1年生から継続的なインターシップを通じて、事業者には障害特性とそれに対する合理的配慮について理解を求め、また、就労コーディネーター等の支援を受けながら、事業主と継続的な協議を行う。
- 発達障害のある生徒に対して、就職試験を受ける前にアルバイトや就労体験をするなどして、双方が理解し合う時間をつくった。
- 高等学校で特別支援教育支援員などがついて、実習の際などに個別に指示をしたり支援をしたりしていた生徒については、在学中に行っていた配慮をまとめて就職先に引き継いだり、就職後にジョブコーチがついて、該当生徒の特性に応じて、就職定着のために支援をしてもらったりしたケースがある。
- ハローワークや障害者就労支援センターなどの関係機関と連携して、情報を共有しながら職場実習等を行い、就労までの支援を行う。
- 就職内定後、「○○○○就学サポートノート（引き継ぎシート）」による配慮事項の引継ぎを行う。ハローワークに就労支援が必要か確認をし、必要に応じて学校と就労希望先と協議を行う。場合によっては、診断書等を提出する場合もある。
- 下肢等の障害のある生徒について、移動や作業の状況についてまとめたものを引き継いだ。
- 3年次3月中旬以降、教育相談主任及び担任による生徒就職先への訪問を行った。

【「その他」の具体例】

具体例（自由記述）

- 文部科学省委託事業「キャリア教育・就労支援等の充実事業」で、学校・市・労働関係機関・福祉施設等関係機関が連携し、就職に向けた準備支援、求職活動支援等の各段階における支援を、効果的に結びつけるネットワークを構築し、情報共有や発達障害等の生徒の就労の促進を図った。
- インターンシップを実施している。
- 文部科学省の「キャリア教育・就労支援等の充実事業」の指定校として、県立高校1校が研究を進めている。
- 職場開拓等の際に、情報を伝える場合もある。
- 障害者職業センター等関係機関と連携し、年度当初の早い時期から生徒及び保護者との面談や状況確認、企業紹介等を実施した。
- 精神障害のある生徒に対して、就労継続支援B型事業所と連携して進路指導を進めた。
- 軽度の自閉症、学習障害、高機能自閉症の生徒に対して、障害者支援センターと連携して進路指導をしている。
- アスペルガーの診断があり、療育手帳を持っている生徒について、10月にSSWと本人で面談、11月にケース会議を行い、県立就業支援センターで訓練を行い、そこから企業を紹介してもらうこととした。
- 障害のある生徒について、特別支援学校の進路担当者とも相談しながら就職先を決定した。

- 本人及び保護者の了解の下、個別の支援について就労先と連携を図るよう指導している。
- 就労体験等を通し、企業に生徒の特性について理解を求めた上で就職を斡旋している。
- 就職決定後に、進路指導担当者等を通じて配慮事項等を事業所に伝える。
- 特別な支援を必要とする生徒の就職手続き等について、進路担当教員、高校教育課が配置している高校生就職アドバイザー及び特別支援教育課が配置している就労支援コーディネーターによる情報交換会を実施している。
- 地域の支援センターが相談を受けるなど、学校以外の関係機関が状況を整えている。
- 現在、高校における特別な支援を必要とする生徒の就職促進を図るため、企業、学校、就労支援機関の関係者等で連携協議会を設置する事業を通して研究中である。

2 2 卒業時の進路指導に関する合理的配慮についてお答えください。提供した合理的配慮の例として、どのようなものがありますか。その事例は、「どの時期に」、「どのように」提供したか、具体的な内容をお答えください。（進学に関する個別の支援）

【進学に関する個別の支援】

個別の支援の例（複数選択可）	県数（割合）
高等学校で提供していた合理的配慮の進学先への引継ぎ	13 県（27.7%）
高大接続に関する支援	7 県（14.9%）
その他	4 県（8.5%）

※ 表中の（割合）は、総県数（n=47）に対する割合

【「高等学校で提供していた合理的配慮の進学先への引継ぎ」の具体例】

具体例（自由記述）
<ul style="list-style-type: none"> ○大学受験時に合理的配慮の提供を受けた生徒の入学後の支援について、大学の学生支援センターにつないだ事例がある。 ○10月、電話連絡にて引継ぎを実施した。（病弱、発達障害） ○（本人、保護者の同意の上での）個別の教育支援計画による引継ぎを行った。 ○外国籍で発達障害の生徒について、個別の支援計画を進学先に提出してほしいと保護者から申し出があり、教育相談の主任と担任、臨床心理資格をもつ先生で合格後に支援計画を持って説明に行った。 ○出願前に、本人・保護者との合意形成を図った上で、大学に相談を行った。 ○入試前後における個別の教育支援計画の引継ぎを行った。 ○事前相談で大学等に対して高校での合理的配慮を説明する。 ○高等学校で行っていた合理的配慮については、「個別の指導計画」や「個別の教育支援

<p>計画」にまとめていた内容を進学先へ引き継いだケースがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○受験の前後に、保護者了解の上、進学先に本人の状況を申告し情報を共有する。 ○進路決定後、「ふくおか就学サポートノート（引き継ぎシート）」による配慮事項の引き継ぎを行った。 ○受験前に本人の高校生活の状況を相談。必要に応じて診断書を提出する場合もある。 ○合格決定後、進路担当教員もしくは担任、保護者、本人で大学の学生支援センターへの引き継ぎを行った。 ○儀式等における手話通訳者の配置、講義におけるPC要約者もしくはノートテイカーの配置と事前の資料配付等、講義における合理的配慮の提供について大学の関係者と打合せを実施した。 ○聴覚障害の生徒について、授業における情報保障の提供についての引き継ぎを行った。
--

【「高大接続に関する支援」の具体例】

具体例（自由記述）
<ul style="list-style-type: none"> ○文部科学省委託事業「キャリア教育・就労支援等の充実事業において、上級学校との懇談会を実施し、発達障害のある生徒への学習支援と就労支援等について意見交換を実施した。 ○自閉症スペクトラム障害のある高1の生徒は、保護者、担任との話し合いを重ねながら、複数の大学のオープンキャンパスに参加し、学校見学・授業体験を行い、進学先や職業選択への興味関心を高め、進学先を自己決定できるように取り組んでいる。 ○本人及び保護者の了解の下、個別の支援について進学先と連携を図るよう指導している。 ○オープンキャンパスに参加し、事前相談をする。 ○特別な支援が必要な生徒に限らず、将来の自分の進路を考え、自分の興味関心や特性とのマッチングという点で、各大学等のオープンキャンパス等には積極的に参加するように、それぞれの高校で生徒等に呼びかけている。 ○高校1年時よりオープンキャンパスに参加し、大学における支援体制と講義の様子の確認を行った。 ○3年次3月中旬以降、学年主任及び担任による生徒の進学先への訪問を行った。

【「その他」の具体例】

具体例（自由記述）
<ul style="list-style-type: none"> ○入学相談等で情報を伝える場合もある。 ○保護者の了解を得て、進学先の教授に対し情報提供を行い、進学後も情報交換を行っている。 ○受験時等に高校で行っている個別の配慮について学校長を通じて大学に伝える。 ○合理的配慮の提供をはじめ、高等学校で行っていた特別な支援については、「個別の教育支援計画」等にまとめている場合が多く、該当生徒が卒業する際には、保護者や本人にそれらの資料をお返しするとともに、進学先の大学の相談窓口等を紹介し、本人や保護者の方が希望をすれば、引き継ぎを行ってもらおうように進める場合もある。

2 3 進路指導に関する合理的配慮の提供にあたり、課題として考えられるものをお答えください。また、具体的な事例（困難案件や解決された好事例）があればご紹介ください。

【進路指導に関する合理的配慮の提供】

課題（複数選択可）	県数（割合）
教員の合理的配慮への理解に差がある。	18 県（38.3%）
進学先・就職先の合理的配慮への理解が得られにくい。	12 県（25.5%）
本人・保護者からの要望が過重である。	5 県（10.6%）
個別の支援計画等を活用した引継ぎがなされていない。	15 県（31.9%）
その他	9 県（19.1%）

※ 表中の（割合）は、総県数（n=47）に対する割合

【「教員の合理的配慮への理解に差がある。」の具体例】

具体例（自由記述）
<ul style="list-style-type: none"> ○特別支援教育担当と生徒指導担当との連携は進みつつあるが、進路指導担当との連携は弱い。進路指導担当への理解啓発及び情報提供が課題である。 ○高校3年間継続して関わる先生が限定的で、また、保護者・本人等の要望もあり、全教員に共通理解が広がりにくい。 ○高校では本人の様子や支援内容については、教員間で情報共有が図られ、支援委員会も定期的に行われており、体制は整っている。 ○校内の支援体制を確立するため、系統的な支援を行うための組織と仕組みを構築する必要があり、各学校で校内委員会を設置して校内全体で支援する体制を整備しているところである。

【「進学先・就職先の合理的配慮への理解が得られにくい。」の具体例】

具体例（自由記述）
<ul style="list-style-type: none"> ○手帳を取得せずに一般就労するケースで、合理的配慮の申し出がしにくい。 ○進学先によって、対応の差がある。 ○進学先の学校が設備面での不十分さを理由に受験の受入れに消極的であった。 ○希望する全ての事業所で事前の就業体験ができるわけではない。 ○進学先や就職先からどんな合理的配慮が提供されているかという情報が入ってこない。

【「本人・保護者からの要望が過重である。」の具体例】

具体例
<p>○本人及び保護者は障害者雇用ではなく、学卒求人票による就職を希望することが多く、高校側が手帳取得を勧めても受け入れないことが多い。個別に配慮が必要な生徒には義務教育段階からスクリーニングと保護者理解を進め、手帳取得も視野に入れた小中高の連携が必要である。</p> <p>○就職試験に応募する段階で、保護者の同意がえられないことがある。（一般の求人での応募希望）</p> <p>○生徒自身の自己理解と保護者の理解とにずれがある場合、進路決定までに時間を要する場合がある。（就職を考える際に、一般就労か福祉的就労かの選択で迷う等）</p>

【「個別の支援計画等を活用した引継ぎがなされていない。」の具体例】

具体例（自由記述）
<p>○支援計画自体の作成が進んでいない。</p> <p>○高等学校のみならず、小中学校の通常の学級に在籍する発達障害等のある児童生徒に対する個別の教育支援計画の作成を義務付ける必要がある。中学校からの引継ぎがスムーズになされておらず、引き継がれたとしても支援計画の作成が高校段階で途絶えてしまう例は少なくない。</p> <p>○小・中・高等学校で作成してきた支援計画を、就職先や進学先に引き継ぐシステムや、その際のルールづくりが必要である。</p> <p>○高等学校で共通理解ができておらず、様式等を含め継続的なシステムになっていない。</p> <p>○保護者の承諾が得られないケースが少なくない。</p>

【「その他」の具体例】

具体例（自由記述）
<p>○希望する配慮ができ、かつ、希望する学部・学科・職種を見つけるのが難しい。</p> <p>○企業によっては特別支援学校で提供されてきた合理的配慮をそのまま継続して提供するためには、人的・物的な面で困難を要することもあり、合意形成の難しさを感じる。</p> <p>○教員が、実習の協力をしてもらっている企業等に、これ以上の負担を依頼できないと考えてしまう。</p> <p>○高校が進路先につなげるための手続きや方法（ジョブコーチの活用等）、つなげる部署など十分に把握していないことにより、高校の教員自身に成功イメージが持てていない。</p> <p>○本人及びその保護者の了解の下、福祉枠による就労ができた反面、「配慮は高校まででよい」、「困っていることはない」と言う保護者がいる。（在学時における配慮の成果が理解されていない）</p> <p>○高校卒業後は、保護者よりも本人が自分を理解し、なぜそのような合理的配慮が必要なのか、自分の言葉で説明できることが求められる。よって、高校時代に必要な支援等の</p>

提供について自分の言葉で説明できるよう、生徒を育てていくことが大事である。

- 中学校からの引継ぎが、詳細に上がってくる場合と、ほとんど情報がない場合がある。病院での診断の有無も分からないケースもある。（本人の身内や親戚等が近くにいないと一人での生活が不安）
- 入試や就職試験において障害をオープンにして受験することが、本人にとって不利になるという考えが学校関係者、保護者、本人に根強い。
- 現在、高校における特別な支援を必要とする生徒の就職促進を図るため、企業、学校、就労支援機関の関係者等で連携協議会を設置する事業を通して研究中である。

Ⅲ 高等学校における自立支援につながる指導について

2.4 高等学校における自立支援につながる指導について、現在、自立支援につながる学校設定教科を設けていますか。

自立支援につながる「学校設定教科を設けている」県は21県であり、「教科としては設けていないが、教科外に補習等の時間を設けている」県は11県、「設けていない」県は18県となっている。同じ県でも、学校によって「学校設定教科」を設けている場合と、「教科外に補習等の時間」を設けている場合があり、県数の合計は総数である47県を超えている。また、「教科外に補習等の時間」を実施しているかどうかについては、把握していない県もある。

【自立支援につながる学校設定教科】

学校設定教科（複数選択可）	県数（割合）
コミュニケーション能力の向上を目的とした教科	11 県（52.4%）
SST（ソーシャルスキルトレーニング）に関する教科	14 県（66.7%）
学び直しに関する教科	18 県（85.7%）
その他	6 県（28.6%）

※ 表中の（割合）は、学校設定教科を設けている県数（n=21）に対する割合

【「その他」の内容】

内容（自由記述）
<p>○自立支援活動</p> <p>○一部の学校で、総合的な学習の時間等を活用したコミュニケーションスキルの向上プログラムを実施している。</p> <p>○日本語</p> <p>○本県では、国のモデル事業を受けている1校が、事業の一環として、自立支援につながる特別な教科を設けて授業を実施している。他の高等学校でも、基礎学力の定着を図る教科を設けている場合もあるが、LD等の障害のある生徒向けと特化して行っているわけではないため実施校は1校と回答する。（補習については、正式な調査を実施していないため、把握していない）</p>

- 学習支援員を配置し、授業におけるT Tによる指導、放課後や長期休業中の補習等において、義務教育段階の学び直し等の基礎的な学力の定着を図っている。また、ホームルーム単位で学び直しを実施している学校もある。
- 文部科学省の委託事業「高等学校における個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育」事業の研究指定校となっている県立高等学校1校で、特別の教育課程の編成し、特別支援学校の教育課程の領域である自立活動の時間（1～3単位）を設定している。

【教科外に補習等の時間を設けている】

教科外の補習等の内容（自由記述）
<ul style="list-style-type: none"> ○国の指定を受け、自立活動の領域を設定し、ソーシャルスキルトレーニング等を実施している。 ○文部科学省委託事業「キャリア教育・就労支援等の充実事業」を利用して、ソーシャルスキルトレーニングを実施している学校がある。 ○昼休み、放課後、考査前や休業中に個別の学習支援を行う。 ○教育課程の特例として、自立活動（身体の動き）の時間を、モデル校2校で実施している。 ○月曜と木曜の放課後に、「基礎学力講座」として、数学と英語の2教科を実施している。 ○基礎学力診断テストによる生徒の実態把握や独自教材の開発等を行っている。 ○学校設定領域として、ソーシャルスキルトレーニングにかかる学習の時間を設けている。 ○総合的な学習で「学び直し」についての内容を取り扱う。 ○文科省の指定校において、「ライフスキルトレーニング」を実施している。 ○全ての県立高校で取り組んでいる「自己理解・他者理解アプローチ事業」において、入学直後の諸行事やLHRの中でSST等に取り組んでいる学校がある。 ○放課後等に時間をとって、学習支援を行ったり、学び直しの指導を行ったりしている。 ○LHR・総合的な学習の時間・自立の時間において、SSTやコミュニケーション能力の向上を目指した取組を行っている。 ○朝や放課後課外として、希望者を対象に学び直しを行っている。

25 24の質問で、自立支援につながる学校設定教科を「設けていない」以外を選択した都道府県にお聞きします。学校設定教科を設けている高等学校の総学校数に対する割合をお答えください。

【学校設定教科を「設けている」21県における県内の総学校数に対する割合】

割合	県数
0.9%以下	0 県
1.0%～4.9%	8 県
5.0%～9.9%	4 県
10.0%～14.9%	4 県
15.0%～19.9%	3 県
20.0%～24.9%	0 県
25.0%～29.9%	1 県
30.0%以上	1 県

26 24の質問で、自立支援につながる学校設定教科を「設けていない」以外を選択した都道府県にお聞きします。教科外に自立支援につながる補習等の時間を設けている高等学校の総学校数に対する割合をお答えください。

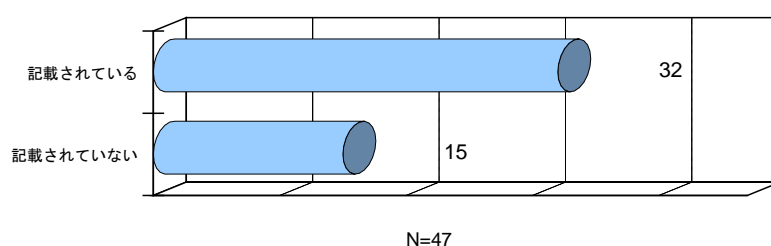
【教科外に自立支援につながる補習等の時間を「設けている」11県における県内の総学校数に対する割合】

割合	県数
0.9%以下	1 県
1.0%～9.9%	6 県
10.0%～19.9%	1 県
20.0%～29.9%	1 県
30.0%～39.9%	0 県
40.0%～49.9%	0 県
50.0%～59.9%	0 県
60.0%以上	2 県

2.7 貴都道府県の特別支援教育推進計画等において、「合理的配慮の提供」について何か記載されていますか。記載されている場合には、どのような位置づけで記載されていますか。

特別支援教育推進計画等において、「合理的配慮の提供」について「記載されている」県は32県であり、「記載されていない」県は15県となっている。

【合理的配慮の提供の記載状況について】



【合理的配慮についての記載内容】

記載内容（複数選択可）	県数（割合）
提供すべきものとして具体的な取組例とともに記載	15 県（46.9%）
今後研究・検討を行うものとして記載	4 県（12.5%）
制度や定義の紹介をトピック等として記載	17 県（53.1%）
その他	7 県（21.9%）

※ 表中の（割合）は、記載されている県数（n=32）に対する割合

【「その他」の記載内容】

都道府県	記載内容（自由記述）
千葉県	○合意形成までのプロセス等について明記
愛知県	○県として、合理的配慮の提供について記載できる個別の教育支援計画の形式をウェブに掲載している。
大阪府	○「府立学校に対する指示事項」に、合理的配慮について適切に対応するよう記載している。
和歌山県	○障害を理由とする差別の解消を推進するための和歌山県立学校職員対応要領を策定し、合理的配慮の具体例について記載
徳島県	○本県では、平成28年3月に「徳島県発達障がい者総合支援プラン」を策定しており、その中で、合理的配慮についての定義について説明するとともに、推進の方向性を示している。

佐賀県	○平成27年12月策定の「佐賀県特別支援教育第三次推進プラン」において、主な課題の一つに「インクルーシブ教育システムに対応した特別支援教育の充実」を掲げ、就学相談・就学先決定に係る市町教育委員会への支援として、「合理的配慮及び基礎的環境整備等についての理解促進」を主な取組として記載している。
宮崎県	○現在、次期プランの作成準備を行っており、小・中・高等学校における合理的配慮の提供についての記載を予定している。

2.8 高等学校における特別支援教育の推進にかかる意識向上や体制整備のために貴都道府県で行った効果的な取組があればご紹介ください。

【特別支援教育の推進にかかる意識向上や体制整備における効果的な取組】

効果的な取組（複数選択可）	県数（割合）
発達障害への対応に関する取組	40 県（85.1%）
特別支援学校との交流及び共同学習に関する取組	26 県（55.3%）
合理的配慮についての理解啓発に関する取組	35 県（74.5%）
教員の特別支援教育にかかる専門性向上のための取組	40 県（85.1%）
その他	9 県（19.1%）

※ 表中の（割合）は、総県数（n=47）に対する割合

【「発達障害への対応に関する取組」の内容】

都道府県	取組の内容（自由記述）
北海道	○平成26、27年度「発達障がい支援モデル事業」を実施し、道内の全ての教員に発達障がいの特性に応じた指導や支援に関する基礎的な知識・技能の拾得を図るとともに、今年度は「発達障がい支援成果普及事業」において、「発達障がい支援モデル事業」の成果物を活用した実践研究を推進
青森県	○特別支援教育コーディネーター連絡協議会を開催し、障害者差別解消法や合理的配慮についての理解を深めるための講演会の実施、特別支援教育における関係機関との連携についての情報提供、発達障害等困難を抱える生徒への対応についての情報交換を実施 ○発達障害等困難を抱えた生徒への対応に向けた取組について、各校で事例紹介を行った上で協議を行い、特別支援教育に関する意識啓発
秋田県	○特別支援学校のセンター的機能と連携し、地区・地域ごとに研修会や情報交換会を実施
山形県	○特別支援教育支援員の配置

福島県	○学習支援員の配置
新潟県	○知事部局の障害福祉課と連携したアクションプランを作成し、発達障害児(者)への理解や適切な対応
栃木県	○発達障害のある生徒への指導に関するリーフレットを作成し全ての教員に配布 ○校内研修会に医療や心理等の専門家を派遣
群馬県	○高等学校の教員を対象とした発達障害に係る研究協議会(全ての高等学校、中等教育学校を対象) ○発達障害に係る高等学校の取り組みに関するパンフレットの作成・配付
埼玉県	○高等学校へ大学教授や臨床心理士などの専門家による巡回支援を定期的・継続的に行うことにより、発達障害への支援に対する教職員の理解を深めるとともに、組織的な校内支援体制の整備を推進
千葉県	○初任者研修、高等学校特別支援教育コーディネーター研修、高等学校新任特別支援教育コーディネーター研修のほか、発達障害のある生徒への具体的支援についての研修(ティーチャーズトレーニング研修)を実施
長野県	○特別な配慮を要する生徒の在籍率の高い学校への支援員の配置 ○「発達障がい支援力アップ」出前研修(各校の要請による)
静岡県	○特別支援教育コーディネーター研修や特別支援教育研究協議会の実施
富山県	○高等学校巡回指導員及び特別支援キャリア教育コーディネーターを派遣し、指導助言や研修支援を実施
石川県	○平成25年～27年の3か年で、学級担任を対象とした悉皆研修「発達障害指導力向上研修」を実施した。受講者が自身のニーズに応じて5つの講座から選択できるようにした。行動の問題や思春期における課題への対応等で、指導力の向上や校内支援体制の見直しにつながった。研修へのニーズが高いため、前述研修の未受講者及び希望者を対象に、平成28年度からは「発達障害ニーズ別研修」として3講座開設、今後は、高等学校に焦点を絞り、担任だけでなく、生徒指導、養護教諭等を対象にした研修を充実
福井県	○発達障害のある生徒のうち就職を希望する生徒について、長期休業中を利用して、学校ジョブコーチ(職場実習をサポートする専門員)を活用したサポート実習を実施
岐阜県	○県立高等学校9校に、特別支援教育支援員を配置し、発達障がいの生徒(疑いも含む)に対して、個別支援や取り出し支援、教員への研修等を実施
愛知県	○発達障害児等基礎理解推進研修や特別支援教育コーディネーター養成研修を実施
三重県	○発達障がい支援員の派遣
滋賀県	○専門家等による特別支援教育巡回チームを派遣し、教員の意識向上に努め、個別の教育支援計画および個別の指導計画の作成や活用の促進
大阪府	○府立高校における支援教育推進フォーラムを開催し、成果を共有 ○高等学校における発達障がい等支援事業を平成24年～平成26年まで実施し、発達障がいのある生徒の就労支援に向けたアセスメントの手法について研究
兵庫県	○文部科学省の事業「高等学校における個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育研究開発」指定校の実践を通して、高等学校において特別支援教育を推進する上での課題や改善策を提示 ○モデル校に就職支援コーディネーターを配置し、発達障害のある生徒の就職

	支援を実施
奈良県	○県内を6つのブロックに分け、ブロックごとに研修会を実施
和歌山県	○平成20年度から文部科学省事業「高等学校における発達障害支援モデル事業」を実施、その後、県独自の事業として県内でモデル校を指定し、研究事業を実施
鳥取県	○LD等専門員による悉皆研修
島根県	○センター的機能により特別支援学校や外部支援団体と共同しての事例協議や計画設計・特別支援学校教員が講師をつとめての校内研修
岡山県	○平成20～24年、高等学校全校に特別支援教育に関わる事業を指定 ○平成25年に全日制5校、平成26年に定時制3校を指定し、中高の連携、授業づくり、進路指導の3つの視点から研究に取り組み、成果発表会を実施 ○平成27年2月、総合教育センターにおいてハンドブック「自分らしくかがやく～発達障害のある高校生のための指導・支援～」を発刊
広島県	○高等学校の特別支援教育コーディネーターを対象とした悉皆研修に、特別支援学校のセンター的機能担当者も参加可能としたことで、その後のセンター的機能の活用等につながっている。
山口県	○指導資料「高等学校等における特別支援教育」の作成・配付
徳島県	○本県では、公立高等学校と特別支援学校の教員が共に発達障がいについて学ぶ場として、「徳島県発達障がい教育研究会」を設けており、毎年、研究会を開催、その会では、県内の高等学校の取組報告や、県外の先進校の発表や研究者の講演等を実施することで、高等学校教員の発達障がいへの理解を深め、専門性向上
香川県	○各学校の教頭、教育相談担当者、SC、SSWを対象に、教育相談連絡協議会を年2回行っており、特別な支援を要する生徒への対応について、講演を行ったり、各校出席者による協議を実施、また、特別支援コーディネーターの協議会を年2回行い、講演や情報交換を行なっている。さらに、文部科学省の「特別支援教育体制整備の推進事業」に係る「小・中・高等学校体制整備充実事業」に毎年1校が取り組んでいる。
愛媛県	○高等学校での発達障がいを含む障がいのある生徒に対する支援体制の整備を推進するため、要請に応じて学識経験者や福祉・医療関係者等からなる特別支援教育巡回相談員を派遣、さらに、平成28年度より、合理的配慮の提供について助言を行う「合理的配慮協力員」を設置し、支援体制を強化
高知県	○高等学校における発達障害の生徒は、様々な学習のつまづきだけでなく、社会性に困難があることが多い、自立と社会参加をしていくため、高等学校の授業の中で「ソーシャルスキル」の学習を実践し、社会性を育てるための教材として「ライフスキルサポートブック」を作成した。平成28年度から高等学校で活用 ○「高等学校生徒支援コーディネーター研修会」を県内3地域で開催し、発達障害等のある生徒に対しての授業づくりや進路についての研修を実施
福岡県	○特別な支援を必要とする生徒に対し、介助や学習支援を行う特別支援教育支援員を5校に配置 ○発達障害の可能性のある生徒に対する就労支援の実践研究を行うために、北九州西部地区をモデル地区として特別支援教育就職支援コーディネーターを1校に配置

	○特別支援教育就職支援ネットワーク協議会を開催し、関係機関や企業団体と連携を深め、それぞれの立場から具体的な就労支援の取組について意見交換
佐賀県	○県立高等学校及び県立特別支援学校特別支援教育コーディネーター連絡協議会を開催 ○特別支援教育に係る県立高等学校訪問
長崎県	○高等学校における特別支援教育の実践研究成果をまとめたガイドブックの伝達研修会及び特別支援教育スキルアップ研修会の実施
熊本県	○申請があった高校に特別支援教育の専門性が高い大学職員、医療・福祉関係者、先進的な取組を行っている教員等を派遣し、校内研修を行う「専門家講師派遣事業」を実施
大分県	○巡回相談、専門家チーム相談会の実施
宮崎県	○高等学校における特別支援教育ガイドブックの作成（高等学校の校内支援体制の構築や生徒への関わり方等についてのガイドブック） ○高等学校における授業のアクセシブル・デザインの作成（授業における基礎的環境整備や合理的配慮の実践事例集）
鹿児島県	○発達障害等のある幼児児童生徒の障害の状態の理解や、教育的ニーズに基づく一貫した指導・支援の在り方などについてテーマとした教育講演会を開催

【「特別支援学校との交流及び共同学習に関する取組」の内容】

都道府県	取組の内容（自由記述）
北海道	○平成27、28年度「学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解（心のバリアフリー）の推進事業」を実施し、障がいに対する理解啓発及び障がいのある児童生徒の社会参加への意欲を高めている。
青森県	○文部科学省委託事業「学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解（心のバリアフリー）事業」を活用したスポーツ交流 ○県内の特別支援学校19校と近隣の高等学校において、様々な行事を通じて交流を図る取組を行っており、合同で美術展を開催している例などがある。
秋田県	○特別支援学校の作業学習に対する技術協力や交流及び共同学習の実施。
福島県	○高等学校内に設置された知的特別支援学校高等部が行事等で交流を行っている。
新潟県	○高等学校と特別支援学校の分校が同一校舎で学習しており、機会を捉え、交流学习をしている。 ○特別支援学校のセンター機能を利用を各校に周知し、交流を図っている。
群馬県	○交流及び共同学習の推進に係るリーフレットの作成・配付
埼玉県	○高校内に特別支援学校の分校を設置することにより、日常的に高校と特別支援学校との交流が図られている。
千葉県	○特別支援学校と高等学校によるジャムの生産、コンクリートの強度計算、障害者スポーツの経験
福井県	○職業学科のある高等学校との食品加工等の作業学習の中で交流学习を実施 ○卓球やバトミントン等のスポーツを介した交流を実施
岐阜県	○昨年度、本県では特別支援学校10校と高等学校17校で、交流及び共同学習を行い、お互いがお互いの良さを認めあい、活動することができた。
愛知県	○地区別特別支援教育コーディネーター研修会を開催し、情報交換と研究協議などを行っている。

滋賀県	○特別支援学校と小中高等学校の児童生徒が、共に障害者スポーツを体験する中で、同じ目的に向かって協力し一体感を味わうことや、交友関係を深め、共に学び共に成長することをねらいとして、文部科学省委託事業「学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解（心のバリアフリー）の推進事業」に取り組んでいる。
兵庫県	○交流及び共同学習研究協議会において、授業見学及び施設見学を行ったり、パネルディスカッションの中で障害理解や合理的配慮について討議したりすることによって、高等学校教員の意識向上が図られた。
奈良県	○特別支援学校の生徒が高等学校の部活動に所属するため、副学籍を設置
和歌山県	○高等学校と特別支援学校との交流及び共同学習については、学校の特色を活かしながら取組を進めている。 ※和歌山商業高校と和歌山ろう学校の連携授業 ※和歌山北高校（西校舎）と敷地内に併置している和歌山さくら支援学校の交流学習
島根県	○特別支援学校の学校行事への高校生との役員参加・高等学校の学校行事への特別支援学校生徒の参加 ○実習等の交流学習
山口県	○「よりよい交流及び共同学習」の作成・配付
徳島県	○バスケットボールやフライングディスク、ニュースポーツ等を通じた交流会の実施や、作業学習やALTの英語学習、音楽、化学、家庭科等の授業交流を行っている。 ○体育祭や文化祭などの行事での交流や合同での地域のボランティア（清掃）活動等を実施しており、これらの取組をとおして特別支援学校生徒と高等学校の生徒とがお互いに理解を深め合っている。
香川県	○各学校の教頭、教育相談担当者、SC、SSWを対象に、教育相談連絡協議会を年2回行っているが、この連絡協議会は、公立高校と県立特別支援学校が合同で開催しており、各校からの参加者同士の情報交換を行なっている。
愛媛県	○高等学校を含む地域の学校と特別支援学校の交流活動の事業を実施している。 ○平成27年度に、高等学校の敷地内に開設した肢体不自由特別支援学校（分校）では、総合的な学習の時間における体験学習やクラブ活動等を通じて両校の交流が進められている。
高知県	○工業高等学校の生徒と知的障害特別支援学校の小学部との交流で、特別支援学校の希望を聞き、授業の中で活用できるようにおもちゃの改造や、乗り物の製作等を行っている。一緒に授業参加をして、児童の活用の仕方を見たり聞いたりしながら製作した物の改善を行うとともに、児童との交流をもつ取組を行っている学校がある。 ○高等学校の生徒会が特別支援学校の作業学習に参加したり、レクリエーションを一緒に楽しんだりする取組を行っている学校もある。
佐賀県	○特別支援学校と近隣の高等学校との学校間交流を実施しており、特別支援学校の学校行事（体育祭・文化祭）への参加・見学、吹奏楽部を招いての演奏会、作業学習の体験、レクリエーション等を行っている。高等部だけでなく、特別支援学校の全校児童生徒を対象として実施している学校もある。
長崎県	○近隣の特別支援学校との交流及び共同学習を実施している学校もある。

熊本県	○高等学校と同じ敷地内に併設された特別支援学校分教室の高等部の生徒と高等学校の生徒による学校行事等を通じた交流を実施。（体育大会での同一種目の参加、文化祭での合唱等） ○分教室設置校以外の高等学校でも特別支援学校等との交流及び共同学習が進められている。
宮崎県	○文部科学省「学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解（心のバリアフリー）の推進事業」を受託し、特別支援学校の高等部と高等学校の交流及び共同学習として、全県下で実施している。
鹿児島県	○高等学校の生徒が、特別支援学校の校内実習へ体験参加している。 ○高等学校の吹奏楽部が、近隣の特別支援学校高等部の体育祭で演奏している。

【「合理的配慮についての理解啓発に関する取組」の内容】

都道府県	取組の内容（自由記述）
北海道	○「『障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律』の施行を踏まえた特別支援教育の充実について」の通知を発出し、障がいのある子ども一人一人が安心して学校生活を過ごし、可能性を最大限伸ばしていくことができるよう、指導や支援の充実を図ることについて道立学校及び市町村教育委員会に指導した。
青森県	○特別支援教育コーディネーター連絡協議会を開催し、障害者差別解消法や合理的配慮についての理解を深めるための講演会を実施した。
宮城県	○「高等学校のための特別支援教育サポートブック」（特別支援教育室）を県立高等学校に配付するとともに、「特別支援教育コーディネーター連絡会議」で説明した。
秋田県	○校長会や教頭会で説明を実施した。
山形県	○全県校長会・教頭会及び教務主任会議や生徒指導連絡協議会等を利用し、合理的配慮についての理解啓発を図った。
福島県	○高等学校の特別支援教育コーディネーター研修にて周知を図った。
新潟県	○国等の資料配付や義務教育課と連携した情報提供により意識向上を図った。
栃木県	○合理的配慮の提供に関するリーフレットを作成し、全ての教職員に配付した。
群馬県	○障害者差別解消法に関する講演会（知事部局主催）
埼玉県	○初任者研修等の年次研修や管理職等を対象とした研修において、合理的配慮の必要性を周知し、教職員の理解啓発に取り組んでいる。
千葉県	○高等学校特別支援教育コーディネーター研修にて研修を実施
山梨県	○教育課程研究集会（高校教員が4年間で全員が参加する悉皆研修）において、研修の時間を設けた。
長野県	○高等学校特別支援教育研究会において外部講師を招へいし研修し、その後参加者による情報交換
富山県	○県及び教育委員会において、職員対応要領を作成し、教職員研修の機会を捉えて、周知を図るとともに、全ての校種の管理職に向けた研修会を実施して周知を図っている。
石川県	○県内の高校のコーディネーターを対象とする担当者研修において、「これからの特別支援教育について」というテーマで、合理的配慮を含む行政説明を

	行った。特別支援教育の最新の動向を行政説明で行い、その内容に基づく研修を企画していくことが効果的であった。今後も継続して行きたい。
愛知県	○「障害者の権利に関する条約への対応を踏まえた特別支援教育の推進について」を各県立学校に通知している。
三重県	○研修会の実施や校内研修会への講師派遣を行っている。
滋賀県	○県立高等学校特別支援教育コーディネーター連絡会において、大学教授等の専門家を講師に迎え、合理的配慮に関する研修を実施するなど、理解啓発に関する取組を行っている。
京都府	○特別支援教育研究協議会（府内2地域）における合理的配慮に関わる研修を実施している。
大阪府	○初任者研修、管理職研修等において、合理的配慮を取り上げた研修を実施している。 ○府立高校における支援教育推進フォーラムを開催し、理解啓発を行った。
兵庫県	○障害者差別解消法の施行に先立ち、合理的配慮の提供について「全ての教職員のためのインクルーシブ教育システム構築研修」を実施した。 ○合理的配慮についてのリーフレットを作成し、全学校に配付した。
奈良県	○県内を6つのブロックに分け、ブロックごとに研修会を実施
和歌山県	○障害を理由とする差別の解消を推進するための和歌山県立学校職員対応要領を各校に配付し、校長会において校内研修を実施するよう指導している。
広島県	○障害者差別解消法の施行に合わせて、県教育委員会が対応要領を作成し、県立学校に周知した。
山口県	○「合理的配慮」の提供に向けたリーフレットの作成・配付
徳島県	○本県では、昨年度末に「徳島県教育委員会における障がい理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を策定し、各高等学校へも、校内研修等を実施するなどして適切に対応するように周知している。また、特別支援教育に関する研修の中でも、「合理的配慮」についての説明の時間を設ける等、教員の理解啓発に努めている。
香川県	○特別支援教育コーディネーターを対象にした協議会を年2回行い、その中で、合理的配慮について理解啓発を実施している。
愛媛県	○平成27年度末に県下の全学校種を対象に合理的配慮に関する説明会を実施した（県立高等学校は全て参加）。 ○平成28年度は、合理的配慮の理解啓発を図るため、高等学校を含む全学校種の教職員を対象にした普及セミナーを実施した。 ○県教育委員会及び県総合教育センターに、合理的配慮に関する相談窓口を設置している。
佐賀県	○定例の県立校長会において、障害者差別解消法の趣旨や要旨の説明するとともに、高校に対して校内における相談体制の整備や研修・啓発の推進を依頼している。 ○合理的配慮の提供等について不明な点などがあれば、県教育委員会に問い合わせるよう伝達している。
長崎県	○各種研修会において、「差別解消法」に関して説明等を行った。
熊本県	○県内の公立高等学校、私立高等学校（参加は任意）及び全ての特別支援学校の特別支援教育コーディネーターが参加し、障害者差別解消法や合理的配慮についての研修や協議及び演習を行う「県立学校特別支援教育コーディネー

	ター合同連絡会議」を実施している。
大分県	○パンフレットの作成、依頼による研修講師派遣（2件）を行っている。
宮崎県	○県立高等学校の特別支援教育コーディネーター連絡協議会を開催し、基礎的環境整備や合理的配慮の提供について説明を行った。また、各学校の校内研修に対して講師として説明を行っている。
鹿児島県	○特別支援教育室長と担当指導主事が県立高校を訪問し、障害者差別解消法の趣旨を説明し、適切な対応について周知している。

【「教員の特別支援教育にかかる専門性向上のための取組」の内容】

都道府県	取組の内容（自由記述）
北海道	○高等学校特別支援教育コーディネーター連携推進事業「高等学校・特別支援学校ネットワーク会議」を平成25、26年度実施し、高等学校における特別支援教育コーディネーターの資質能力を高めるため、特別支援学校の協力を得ながら、管内の高等学校間のネットワークを形成し、「教育上特別な支援を必要とする生徒」に対する指導や支援の充実を図った。
青森県	○特別支援教育コーディネーター連絡協議会の実施 ○教務主任協議会で、発達障害等困難を抱える生徒への対応をテーマに協議を行った。 ○総合学校教育センターでの研修の実施
岩手県	○平成22～24年度に、全ての県立高等学校において高等学校及び特別支援教育担当指導主事が出向き特別支援教育研修会を実施した。また平成27年度より、県内の高等学校4校程度を対象に特別支援教育研修会を開催し、高校教育及び特別支援教育担当指導主事が学校へ出向き、各校の課題解決に向け、具体的な指導等について研修を行っている。
秋田県	○特別支援学校の進路指導のノウハウ導入と共同の進路先開拓の実施
山形県	○特別支援教育コーディネーター研修会の実施
福島県	○養護教育センターの専門研修にて、合理的配慮や教材・支援機器の活用、心理教育アセスメント発達障がいについて等の講座を開設し、高等学校へも参加を呼びかけている。
新潟県	○特別支援教育支援員を7地域7校に配置し、校内の研修会講師等として活用し、教員の資質向上を図っている。
栃木県	○各校の特別支援教育コーディネーターを対象とした研修会を行い、大学や就職先での支援の取組について周知するとともに、卒業後の進路先への引継ぎの重要性について理解を図った。
群馬県	○法定研修への特別支援教育に係る研修の位置付け ○特別支援教育コーディネーターを対象とした研究協議会の開催（年2回） ○特別支援学校の授業公開、特別支援教育エリアサポートにおける専門アドバイザーによる学校への相談支援
埼玉県	○初任者研修等の年次研修において発達障害への支援方法等について修得するとともに、高等学校の特別支援教育コーディネーターを対象とした研修会を実施し、教職員の専門性向上に取り組んでいる。
千葉県	○特別支援教育にかかる各研修（平成28年度25事業45講座）のほか、学

	識経験者や臨床心理士等からなる県専門家チーム、特別支援アドバイザーの派遣を実施
長野県	○高等学校特別支援教育研究会において外部講師を招へいし研修し、その後参加者による情報交換
富山県	○現職教員が、1年間で特別支援学校教諭免許状が取得できるよう、集中講義を開講し、免許状取得を促進している。
石川県	○平成26年から小・中・高等学校・特別支援学校の教員を対象に「インクルーシブ教育システム実践研修」を実施している。平成28年度は、年4回の継続研修に高校の教員3名が参加している。内容は、「合理的配慮」「生徒指導との連携による発達障害への対応」「保護者連携・関係機関との連携」などである。地域性を重視した小・中・高等学校・特別支援学校の連携、同校種による協議をとおして、地域の特別支援教育のリーダー教員の育成を行っている。
福井県	○中学校と高等学校の特別支援教育コーディネーターを集めた連絡会を開催している。個別教育支援計画を活用した情報の引継ぎ等を紹介し、情報交換を行った。
岐阜県	○昨年度末に、「高等学校における特別支援教育」というリーフレットを作成し、今年度初めに、公立高等学校全教員に配付した。発達障がい概念や個別の教育支援計画等の作成の仕方等について、掲載した。
愛知県	○学校からの要望に応じて、総合教育センターの特別支援教育担当者が現職研修などを行っている。
三重県	○特別支援教育コーディネーター会議の開催
滋賀県	○専門家等による特別支援教育巡回チームを派遣し、教員の特別支援教育の専門性の向上を図るよう努めている。
京都府	○特別支援教育コーディネーター研究協議会の実施
大阪府	○高等学校全校に配置されている支援教育コーディネーターを対象に実施している「高等学校における支援教育コーディネーター研修」では、校内支援体制の充実、実践的な指導力の向上を目的に講義・演習を行っている。毎年、50名前後の参加があり、高校における支援教育の推進に寄与している。 ○府立高校における支援教育推進フォーラムを開催し、先進的な取組を行っている学校の実践報告等を行うことにより、専門性の向上に向けた取組を行った。
兵庫県	○特別支援教育コーディネーターを対象とした研修を実施し、校内支援体制の充実について研修、協議を行った。
奈良県	○高等学校、特別支援教育コーディネーターを対象とした研修講座の開設 ○県内を6つのブロックに分け、ブロックごとに研修会を実施
和歌山県	○公立全高等学校において「特別支援教育の基礎・基本研修」を実施している。合理的配慮についても研修の中で取り上げている。
鳥取県	○大学への教員研修派遣（鳥取大学、島根大学）
島根県	○特別支援学校や地域の特別支援協議会主催の研修会への高校教員の参加
岡山県	○総合教育センターにおいて「高等学校を対象とした特別支援教育コーディネーター研修講座」を毎年悉皆研修で行っている。
広島県	○高等学校の特別支援教育コーディネーターを対象とした悉皆研修において、個別の指導計画の作成演習等を行ったことで、各校での作成率の向上につながった。

山口県	○特別支援教育専門講習会の対象を高等学校教員まで拡充
徳島県	○県の総合教育センターでの職務研修の他、各高等学校の校内研修等では、特別支援学校の巡回相談員等が要望に応じて、研修講師を務め、特別支援教育についての高等学校教員の専門性が向上するように努めている。また、本県では「徳島県発達障がい教育研究会」を開催しており、そこでも教員の専門性の向上を目指している。
香川県	○特別支援教育コーディネーターを対象にした協議会を年2回実施し、講演や情報交換を行なうことで、専門性向上に努めている。
愛媛県	○平成26年度から、文部科学省の「キャリア教育・就労支援等充実事業」の委託を受け、高等学校に在籍する発達障がいを含む障がいのある生徒へのキャリア教育・就労支援の充実を図ることを目的に、モデル地域・モデル校による事業を実施している。
高知県	○高等学校教員に特別支援教育に関しての専門性を担保するために、1年間大学院で特別支援教育コース短期履修プログラムを受け研究に取り組むための事業を行っている。
佐賀県	○県立高等学校及び県立特別支援学校特別支援教育コーディネーター連絡協議会を開催 ○特別支援教育コーディネーター等スキルアップ研修を開催 ○特別支援教育に関する計画的な校内研修の実施（発達障害児の理解と支援に関する研修を含む）
長崎県	○ガイドブック伝達研修会や特別支援教育スキルアップ研修会の実施
熊本県	○平成27年度より特別支援教育指導力向上研修を実施（4年間の悉皆研修）、熊本市を除く県内の小・中学校の通常の学級担任、高等学校教員が対象（管理職は除く）、内容は主に発達障がいの理解と個別の教育支援計画の作成
宮崎県	○本県では各エリアの特別支援教育の充実のために上級特別支援教育コーディネーター養成研修を実施している。近年、高等学校の特別支援教育コーディネーターが受講するようになっている。
鹿児島県	○教育講演会を行い、参加を呼びかけている。 ○新たに特別支援教育コーディネーターに指名された教職員を対象に、コーディネーター養成研修会を実施している。

【「その他」の内容】

都道府県	取組の内容（自由記述）
宮城県	○「中学校・高等学校間における生徒情報の交換」に関する文書を発出。中学校から高等学校に進学する生徒のうち、家庭環境や学習・生活面等で情報交換が必要と思われる生徒がいる場合に、必要に応じて年度末・年度始に、中・高等学校間で情報交換を行っている。
秋田県	○特別支援学校のセンター的機能を活用した、ケース検討等の実践
大阪府	○平成26年より全ての府立高校において、入学時に入学生と保護者に対して「高校生活支援カード」（アンケート）を実施し障がい等により必要となる配慮や支援について把握をしている。
奈良県	○特別支援学校の分教室を高等学校に設置

鳥取県	○全ての県立高校で取り組んでいる「自己理解・他者理解アプローチ事業」
香川県	○中学校と高等学校の特別支援教育コーディネーターの連絡会を年1回実施し、支援を要する生徒の情報交換を行なうことで、円滑な引き継ぎができるようにしている。
愛媛県	○各種事業の成果物や啓発資料等を高等学校にも配付し、特別支援教育の推進・充実を図っている。
長崎県	○県内5校への特別支援教育支援員の配置
鹿児島県	○高等学校における特別支援教育に関する理解啓発資料の作成（平成22年）

29 高等学校における特別支援教育の推進にかかる意識向上や体制整備のために、今後どのような方策が必要と考えられますか。

【特別支援教育の推進にかかる意識向上や体制整備】

今後、必要な方策（自由記述）
<p>○高校における通級による指導の制度化に向け、通級による指導を担当できる専門性の高い教員の育成や、通級による指導に対する校内の教職員の連携体制づくり等に向けた方策</p> <p>○発達障害等困難を抱える生徒の実態の把握と必要な支援の把握</p> <p>○研修の機会の確保と学校の実態に応じた研修の提供</p> <p>○校種毎に対応要領を定めるなど体制整備</p> <p>○教育庁内各課と知事部局（保健福祉部等）の連携・協力</p> <p>○全職員に特別支援教育に対する必要性を感じてもらうこと（その一環として、今年度は、全ての県立高校から、管理職と特別支援教育コーディネーターの2人を集めた研修会を実施する予定）</p> <p>○教員によって合理的配慮への理解に差があるため、各高校での校内研修の充実</p> <p>○校内の支援体制を整えるため、支援が必要な生徒の中学校における支援の内容の引継ぎ</p> <p>○高等学校において支援が必要な生徒のニーズを把握、必要に応じて特別支援学校のセンター的機能を活用するシステム作り</p> <p>○専門性の向上のための研修の充実</p> <p>○専門性のある人材の確保</p> <p>○研修の充実</p> <p>○校内体制における特別支援教育に係る組織の位置付けの明確化（例：特別支援教育推進部）</p> <p>○通級による指導等特別な教育課程の編成の実現</p> <p>○管理職のリーダーシップの下、組織的な校内支援体制の整備</p> <p>○全ての教職員が特別支援教育の理解推進を図るための研修の充実</p> <p>○特別支援教育の専門性を有する人材の育成・確保</p> <p>○研究校として高等学校を指定し、校内における具体的テーマに基づく研究を進めていく。</p> <p>○悉皆の経年研修などにおいて、合理的配慮や個別の指導計画作成などに係る特別支援教育の研修機会を設ける。</p>

- 特別支援学校及び関係機関との連携の強化
- 生徒指導主事と教育相談担当との連携が必要である。SSWやSC、巡回相談等、関係機関や外部資源を包括的に調整する必要がある。そのためには、高等学校に限らず、特別支援教育コーディネーターの専任化により、生徒指導主事と協働しながら、校内支援体制の構築や担任支援等が効果的に行われると考える。
- 管理職を対象とした研修の実施
- 経年研修における特別支援教育に関する研修の実施
- 高等学校の特別支援教育コーディネーターを対象とした定期的な情報交換会の実施
- まずは、教員の意識改革からではないかと考える。研修等で高等学校側の意識改革を行うと同時に、中学校の取組を更に充実させて高等学校に確実につなぎ、中学校での取組を途切れさせることの無いようにすることで、高等学校の意識向上や体制整備につなげたい。
- 教員への啓発と特別支援教育に係る研修の充実
- 発達障害を含む特別な支援を必要とする子どもたちが増加している。発達障害のある子どもたちへの指導・支援の充実や校種間での円滑な情報の引継ぎ、まわりの子どもたちの理解や適切なかわりが大切と考えられる。
- 特別な支援を必要とする子どもたちがどの学校にも在籍していることから、全ての教員が特別支援教育に関する一定の知識・技能を有することが必要と考えられる。
- 県が策定した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」に基づき、特別支援教育にかかる意識、及び実践力の向上を図る。
- 関係機関との連携を深め、専門的な立場からの指導助言を得ながら、よりよい支援体制を整備する必要がある。
- 特別支援教育推進の中核となる専門性の高い教員の各校への配置教職員全体の専門性の向上
- 支援教育推進フォーラムや研修を継続的に進めていくことが必要である。
- 高等学校において特別支援教育の対象となる生徒の数や実態を把握し、それに対応するために必要な専門性はどのようなものかを明らかにする。そして、その専門性を担保するための研修制度を確立する。
- 高等学校における通級指導教室の充実に向け、教育課程上の取扱いや実際の指導内容、評価方法等について研究を進める必要がある。
- 高校における通級に関する研修
- 教員免許取得のための特別支援教育に関する科目等の必須化
- 高等学校教諭で特別支援教員の専門性をもった中核教員養成の研修に積極的に参加させるように支援するとともに、研修後の成果普及を図る。
- 障害のある生徒の就労支援
- 通級による指導の整備
- 研修等継続的な取組が必要
- 特別支援学校実地研修への高等学校教員の参加拡充
- 「自立活動」の指導内容等の理解促進
- 全ての授業における教員の授業力・指導力の向上
- 高等学校にも多くの特別な支援が必要な生徒が入学するようになっており、今後は全ての高等学校の教員がより高い意識をもって生徒の支援にあたるのが必須となってくる。それに加えて、高等学校卒業後、社会へ出るためにどんな力を付けることが必要なのか、支援の中身の充実が求められてくる。「してあげる」だけの支援ではなく、「生

徒が自分自身をマネジメントできる」ための支援が求められており、キャリア教育の視点を取り入れて特別支援教育を充実させる必要がある。

- 学校全体で特別支援教育に取り組む体制を整備・強化するための管理職研修の実施
- 高等学校の全教職員を対象とした障害者理解や特別支援教育への理解を深める研修等の実施
- 合理的配慮の理解促進など、特別支援教育に係る研修の更なる充実
- 【意識向上】管理職の意識の変革が現場にとっては一番大きい。そのためには管理職の研修を実施する必要がある。また、実際に多様な生徒を受け入れることで必ず現場の意識は変わってくる。（事例の積み重ね）そのためにも、積極的に取り組んでいる学校を支援するための財政面、人的な支援が必要
- 【体制整備】まずは、財政的な補助が必要。特別支援学校のセンター的機能の巡回相談の旅費、ICT活用するための情報端末の整備、いずれも財政不足が課題
- 県の特別支援連携協議会等の場を活用して、高等学校における通級による指導の在り方の検討を進める。
- 特別支援教育コーディネーター経験者を対象とした研修会等の実施
- 高等学校における特別支援教育に関する理解啓発資料の改訂版の作成、配付
- 特別支援学校による高等学校への巡回相談の活用の充実
- 特別支援教育支援員の配置促進、特別支援教育に関する専門性の充実
- 平成28年度に県内で初の併設型高等特別支援学校を開校し、また、3県立高等学校に設置している県立高等支援学校の分教室の全てを平成29年度から併設型にするように準備を進めている。これまでに以上に関係機関（庁内関係課を含む）との連携が必要だと考える。
- 障害のある生徒に関する中学校からの情報の引継ぎの充実のための取組
- 高等学校における個別の指導計画の作成と活用

まとめ

1 高等学校における特別支援教育に関する体制整備について

管理職を対象とした特別支援教育にかかる研修を、「実施している」県は46県であり、「実施していない」県は1県となっている。また、全教員を対象とした研修を「実施している」県は46県であり、「実施していない」県は1県となっている。[3ページ・調査項目1] [5ページ・調査項目3]

特別支援教育に関する管理職・教員研修の受講率の向上を図るため、他県の参考となる取組としては、「新規採用の校長や教頭の悉皆研修に特別支援教育にかかる内容の組み入れ」や「教育委員会が作成・配付した特別支援教育にかかる資料を活用した校内研修の実施」などが挙げられている。

また、課題としては、「研修のための人的・財政的体制の整備」や、「高校教員に向けた特別支援教育の研修内容の充実」などが挙げられている。[15ページ・調査項目5]

教員の資質及び管理職のリーダーシップ向上を図るため、研修以外の取組で他県の参考となるものとしては、「事例集、ガイドブック、リーフレット等の作成・活用」や「高等学校と特別支援学校との間での人事交流」などが挙げられている。[17ページ・調査項目6]

平成28年4月1日現在の、都道府県立高等学校における特別支援学校教諭免許状を有する教員の状況について、「把握している」県は37県であり、「把握していない」県は10県となっている。[21ページ・調査項目8]

把握している37県のうち、30県が特別支援学校教諭免許状を有する教員の割合を1.0%~3.9%の範囲で回答している。また、37県のうち、17県が特別支援学校教諭免許状を有する教員がいる高等学校の割合を30.0%~49.9%の範囲で回答しているが、全体では、9.9%以下~89.9%の範囲に幅広く分布しており、大きな差があることがうかがえる。

高等学校における特別支援教育の推進のための体制を整えるに当たり必要なこととしては、「特別支援教育コーディネーターの資質向上」、「全教員の特別支援教育にかかる資質向上」の回答がそれぞれ9割を超えており、特別支援教育コーディネーター及び全教員の特別支援教育にかかる資質向上が求められ

ている。〔25ページ・調査項目10〕その他、必要なこととして、「専門性を有する外部資源との連携強化」や「管理職の意識改革」などが挙げられている。

2 合理的配慮の提供にかかる取組について

入学者選抜学力検査において提供可能な「合理的配慮」については、全ての県が「ある」と回答しており、具体的な配慮の内容としては、9割を超える県が「別室受験」、「座席の配慮」、「拡大文字の使用」を行っているとは回答している。〔26ページ・調査項目11〕

上記の事例以外についても、「配慮の要望があった場合に、本人、保護者、中学校長、高等学校長等が事前に協議を行い、配慮の提供について個々に検討を行っている」との回答が見られた。

また、合理的配慮の提供にかかる課題としては、「生徒の障害の程度等に応じた合理的配慮の内容の決定」、「入学者選抜の公平性を確保することとの兼ね合い」、「教員の人数不足や施設的な面での課題」などが挙げられている。

〔32ページ・調査項目15〕

入学した生徒の校内での生活に関して提供した「合理的配慮」としては、環境面、学習面、その他様々な配慮が行われていることが報告されている。

〔38ページ・調査項目18〕

校内での生活に関する合理的配慮の提供について、行う側の課題としては、「教員の合理的配慮への理解に差がある」と回答した県が全体の5割を超えており、具体的には、「教員の共通理解が得にくいこと」や、「系統的な支援を行うための校内の支援体制を構築する必要があること」などが挙げられている。

〔43ページ・調査項目19〕

また、受ける側の課題としては、「本人・保護者からの過度な要望がある」ことが最も多い割合となっており、具体的には「周囲の生徒に気付かれないようにクローズでの支援を求められる場合がある」ことなどが挙げられている。

〔46ページ・調査項目20〕

進路指導に関する合理的配慮の提供にかかる課題としては、約4割の県が「教員の合理的配慮への理解に差がある」と回答しており、具体的には、「高校3

年間継続して関わる先生が限定的であり、また、保護者・本人等の要望もあり、全教員に共通理解が広がりにくい」ことなどが挙げられている。〔51ページ・調査項目23〕

3 高等学校における自立支援につながる指導について

自立支援につながる指導について、「学校設定教科を設けている」県が21県であり、「設けていない」県が18県、「教科としては設けていないが、教科外に補習等の時間を設けている」県が11県となっている。〔54ページ・調査項目24〕

各県の特別支援教育推進計画等における「合理的配慮の提供」の記載について、「記載されている」県は32県であり、「記載されていない」県は15県となっている。

記載内容については、「制度や定義の紹介をトピック等として記載している」が最も多く5割を超え、次いで、「提供すべきものとして具体的な取組例とともに記載している」の回答も約5割となっている。〔57ページ・調査項目27〕

高等学校における特別支援教育の推進にかかる意識向上や体制整備のために各県で行った効果的な取組については、「発達障害への対応に関する取組」と「教員の特別支援教育にかかる専門性向上のための取組」の回答が多く、それぞれ8割を超えており、次いで「合理的配慮についての理解啓発に関する取組」が7割を超えている。〔58ページ・調査項目28〕

また、意識向上や体制整備のために、今後必要な方策については「教員研修の充実」を通して教員の特別支援教育にかかる理解を深め専門性を向上させることや、高等学校において支援が必要な生徒の数や「必要な支援内容の把握」などが挙げられている。〔68ページ・調査項目29〕

今後の課題

1 高等学校における特別支援教育に関する体制整備について

現在、高等学校には義務教育段階で様々な支援を受けてきた生徒が多数在籍しており、障害の状態や特性に応じた合理的配慮の提供や相談体制の整備を行っていく必要があることから、高等学校の全ての教員を対象として特別支援教育にかかる研修の機会を設定することが求められている。教育委員会としては、全職員の協力のもと特別支援教育を推進しているような事例を集めて研修会等で発信していくことなどにより、教員の意識向上や理解促進を図っていく必要があると考えられる。

また、高等学校と特別支援学校との間で人事交流を計画的に行うなどの取組を進めている自治体もあり、こうした取組は他県にとっても参考となると考えられる。

特別支援学校教諭免許状を有する教員の割合について、現状では、ほとんどの県において、教員全体の約1%～4%程度に留まっていることから、今後、取得率を向上させるための取組が必要であると考えられる。一方、県によって高等学校数に違いはあるものの、特別支援学校教諭免許状を有する教員が高等学校にいる割合が、県内の高等学校の8割を超えている県が4県あることから、こうした割合の高い県の取組などを参考に、特別支援学校教諭免許状を有する教員がいる高等学校の割合を向上させることが必要であると考えられる。

2 合理的配慮の提供にかかる取組について

入学者選抜学力検査にかかる合理的配慮については、様々な内容が提供されていることがうかがえるが、入学者選抜学力検査時のみならず、入学後の日常的な教育活動の中で継続して実施していくことが求められている。

調査結果によると、「生徒の障害の程度等に応じた合理的配慮の内容の決定」などが課題として挙げられており、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の「『合理的配慮』実践事例データベース」を参考にするなど、校内全体で特別支援教育を推進する体制を整備していく必要があると考えられる。

3 高等学校における自立支援につながる指導について

発達障害により特別な支援を必要としている生徒が在籍している高等学校もあることから、学校設定教科・科目などによりコミュニケーション能力やソーシャルスキル等の向上を目指す自立支援につながる指導が必要であると考えられる。また、そうした生徒が高校を卒業し、社会に出てから不適応状態になるケースも見られることから、全ての学校、全ての教員を対象として特別支援教育に係る教員研修を充実させ、特別支援教育についての理解を深め、専門性を向上させることが重要であると考えられる。

全国都道府県教育長協議会第1部会構成員名簿

北海道教育委員会教育長	柴田 達夫
岩手県教育委員会教育長	高橋 嘉行
茨城県教育委員会教育長	小野寺 俊
群馬県教育委員会教育長	笠原 寛
埼玉県教育委員会教育長 (主査)	関根 郁夫
石川県教育委員会教育長	田中新太郎
岐阜県教育委員会教育長	松川 禮子
兵庫県教育委員会教育長	高井 芳朗
和歌山県教育委員会教育長 (副主査)	宮下 和己
山口県教育委員会教育長	浅原 司
徳島県教育委員会教育長	美馬 持仁
大分県教育委員会教育長	工藤 利明
沖縄県教育委員会教育長	平敷 昭人

高等学校における特別支援教育の推進
(障害者差別解消法を踏まえた特別支援教育の推進)
(平成 28 年度研究報告 No. 1)
全国都道府県教育長協議会第 1 部会

平成 29 年 3 月発行

編集・発行 全国都道府県教育委員会連合会
〒100-0013
東京都千代田区霞が関 3-3-1
尚友会館
電話 03-3501-0575
